

北九州市公共施設マネジメント実行計画 (素案)

平成27年11月

北九州市

はじめに

本市では、昭和40年代後半から50年代にかけて集中的に整備された公共施設が、これから10数年後に一斉に更新の時期を迎えます。

一方、近年の財政事情は「福祉・医療費」が年々増加し、施設整備にかかる「投資的経費」はピーク時から大幅に減少し、近年横ばい状態にあるなど、公共施設をとり巻く環境は、非常に厳しいものがあります。

公共施設に関する対策を何も講じなかつた場合は、将来的には「財源不足のために必要な補修や建替えができず、使用を禁止せざるを得ない老朽化した公共施設が全市的に発生する」といった最悪の事態にもなりかねません。

こうした事態を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するためにも、できるだけ早く「公共施設マネジメント」の取組みを進めていく必要があります。

また、取組みの中では、施設の廃止や集約、複合化や多機能化などによる総量抑制(保有量の縮減)を行うことになります。しかし、単に施設を減らすだけではなく、施設を複合化してより使い勝手の良い施設とし、かつ利便性の高い場所への集約などによって、都市の再構築と活力ある「まちづくり」を目指していきます。

今回「素案」では、公共施設の集約に関する考え方や具体的な取組みの進め方などを示した「施設分野別実行計画」と門司港地域・大里地域についての「モデルプロジェクトにおける公共施設再配置計画」を作成しています。

また、今後の公共施設の更新や改修に要する費用がどの程度かかるかについての試算も行っています。

今後、この「素案」をもとに、施設利用者をはじめ、市民の皆さまのご意見をいただきながら検討を進め、「成案」をとりまとめていきたいと考えています。

目 次

	頁
第1章 公共施設の現状と課題	
1 公共施設整備の背景と特徴	1
2 公共施設を取り巻く現状と課題	2
3 公共施設マネジメントの必要性	4
第2章 公共施設マネジメント方針	
1 基本的な考え方	5
2 取組みの視点	5
3 取組み目標	6
第3章 施設の特徴や課題及び市民アンケート結果	
1 公共施設白書データの分析結果	8
2 現況調査結果	8
3 公共施設マネジメントに関する市民アンケート調査結果	8
4 方向性についてのアンケート結果	9
第4章 計画策定にあたっての基本方針	
1 施設の集約と利用の効率化	10
2 民間施設・ノウハウの活用	11
3 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実	11
4 特定目的施設や利用形態の見直し	12
5 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化	12
6 利用料金の見直し	13
7 まちづくりの視点からの資産の有効活用	13
8 外郭団体等への譲渡を検討	13
第5章 施設分野別実行計画	
1 市営住宅	14
2 学校施設	17
3 市民利用施設	22
(1) 地域コミュニティ施設	23
(2) 市民活動拠点施設	27
(3) 市民会館、文化ホール	33
(4) 図書館	38
(5) 青少年施設	41
(6) スポーツ施設	48
4 その他の公共施設	55

第6章 モデルプロジェクト再配置計画

【門司港地域】

1 地域の特徴	57
(1) 概要	57
(2) まちづくりにかかる既定方針	57
2 公共施設の現状と課題、今後の対応方針	57
3 再配置計画	59
(1) 再配置の考え方	59
(2) 再配置の場所	59
(3) 再配置対象施設の跡利用	61
(4) 再配置のスケジュール	62
(5) モデルプロジェクトの効果	62

【大里地域】

1 地域の特徴	63
(1) 概要	63
(2) まちづくりにかかる既定方針	63
2 公共施設の現状と課題、今後の対応方針	63
3 再配置計画	65
(1) 再配置の考え方	65
(2) 再配置対象施設の跡利用	68
(3) 再配置のスケジュール	68
(4) モデルプロジェクトの効果	68

第7章 施設保有量削減及び財政負担軽減の見通し

1 40年後の施設量の見通し	69
2 財政負担軽減の見通し	70

第8章 今後の課題

1 マネジメントを進めるにあたっての検討課題	72
(1) 短期的な課題	72
(2) 長期的な課題	72
2 計画推進にあたっての留意点	73
(1) 情報公開と市民の理解	73
(2) 行動計画の策定と計画の見直し	73
(3) 都市の再構築と活力あるまちづくり	73
(4) 取組み体制	74

付章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

1 点検・診断等の実施方針	75
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	75
3 安全確保の実施方針	75
4 耐震化の実施方針	75
5 長寿命化の実施方針	75
6 管理体制の構築方針	76

第1章 公共施設の現状と課題

1. 公共施設整備の背景と特徴

本市は、高度経済成長期只中の昭和38年、五市対等合併によって誕生しました。

当時は、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われており、本市においても、当時の行政課題に応じて、旧五市の均衡を図りながら、着々と公共施設（※1）の整備が進められました。

その結果、本市には、市営住宅、小・中学校、市民センター、図書館、スポーツ施設など様々な公共施設が市域の隅々にまで整備され、現在では、本市の公共施設の保有量は、人口1人当たり約5.0m²と政令市の中で最大であり、政令市平均値の1.5倍となっています。

また、本市の公共施設には、五市合併の経緯から様々な種類の施設が旧市あるいは区ごとに満遍なく配置されている一方、都市を代表するような施設は他都市に比べてやや規模が小さいという特徴も見られます。

（※1）公共施設：本書では市営住宅や学校などの「公共建築物」を指す。道路、港湾、上下水道などのインフラは除く。

■公共施設の保有数 出典：北九州市総務企画局（平成25年3月）



■一人当たりの保有量比較

出典：国勢調査および各市決算資料（平成22年度）

① 北九州市	5.0m ²	① 仙台市	3.1m ²
② 大阪市	4.7m ²	② 札幌市	2.9m ²
③ 神戸市	4.7m ²	③ 岡山市	2.8m ²
④ 名古屋市	4.4m ²	④ 千葉市	2.7m ²
⑤ 福岡市	3.6m ²	⑤ 堺市	2.5m ²
⑥ 広島市	3.4m ²	⑥ 川崎市	2.5m ²
⑦ 浜松市	3.3m ²	⑦ 横浜市	2.3m ²
⑧ 京都市	3.3m ²	⑧ 相模原市	2.3m ²
⑨ 新潟市	3.3m ²	⑨ さいたま市	2.1m ²
⑩ 静岡市	3.2m ²	平均	3.3m ²

図1-1-1 公共施設の保有数・保有量政令市比較

2. 公共施設を取り巻く現状と課題

本市が保有する公共施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて整備されており、建築後30年を経過した施設が半数を超えてます。

こうした施設の一部はすでに老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や更新(建替え)が必要な状況になってくることが予想されます。

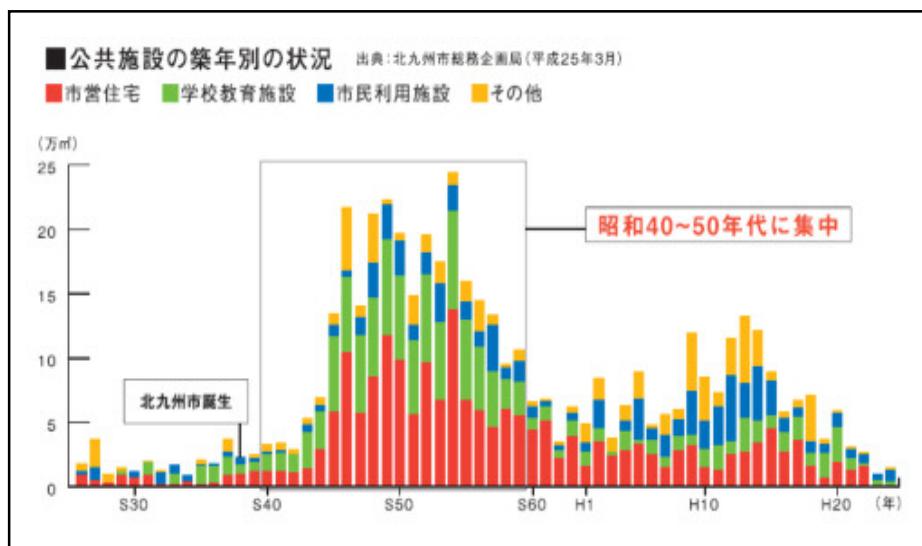


図 1-2-1 公共施設の築年別の状況

そこで、今の公共施設を全て保有し続けた場合、将来的に大規模改修や更新にどれくらいの費用かかるのか総務省モデルをベースに試算したところ、「今後40年間で、約1兆2,040億円が必要」という結果になりました。

これを年平均に換算すると毎年約301億円となります。

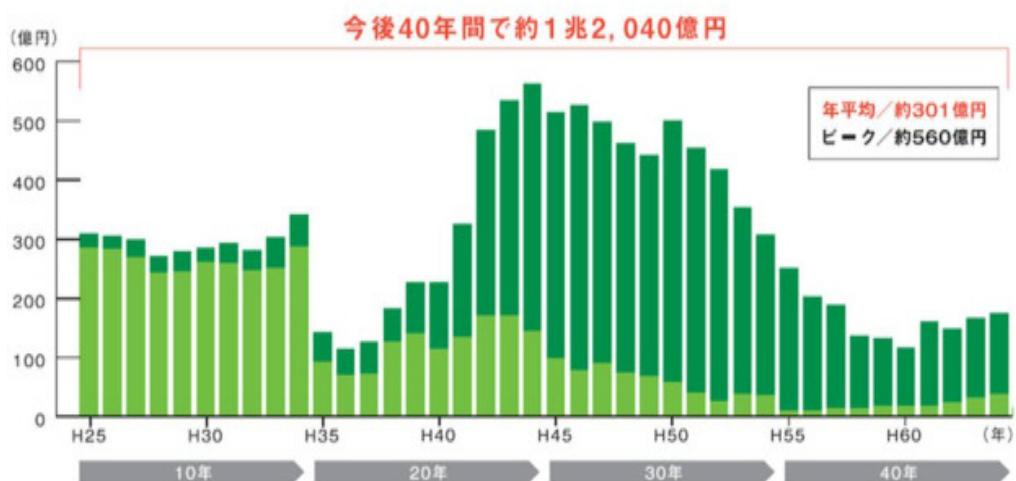
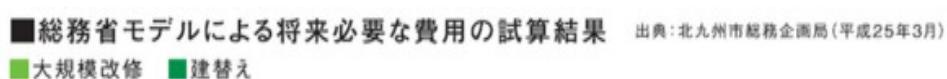


図 1-2-2 総務省モデルによる将来必要な費用の試算結果

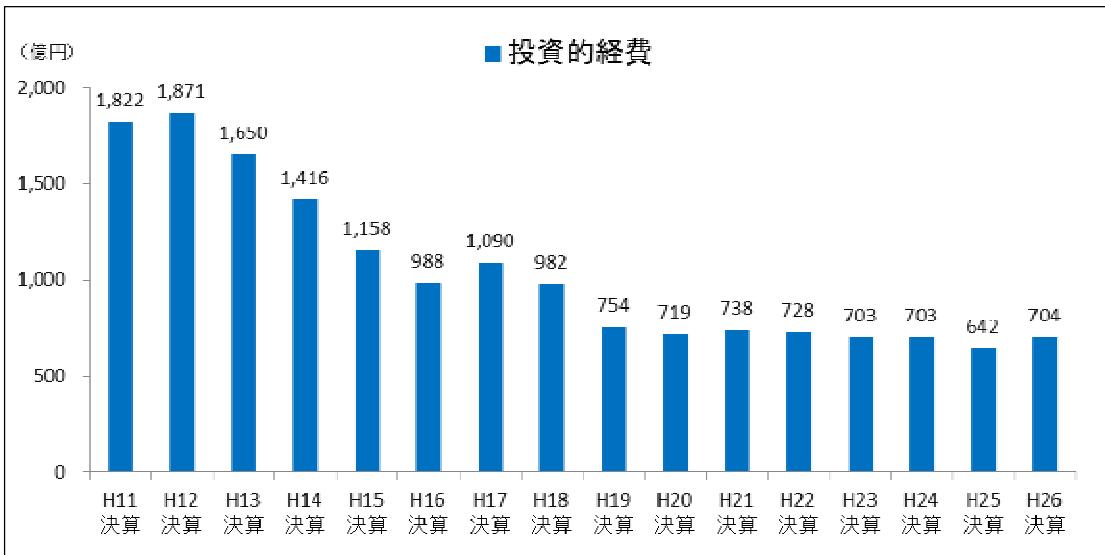


図 1-2-3 投資的経費の推移

本市の近年の一般会計歳出の傾向をみると、公共施設整備にかかる「投資的経費」はピーク時から大幅に減少し、近年横ばい状態です。また「福祉・医療費」が年々増加しています。一方、一般会計歳入の傾向はほぼ横ばいの状況にあります。

こうした中、近年、本市が公共施設の大規模改修や更新に要している経費は年平均で約180億円となっており、将来的な必要額とは大きくかい離しています。

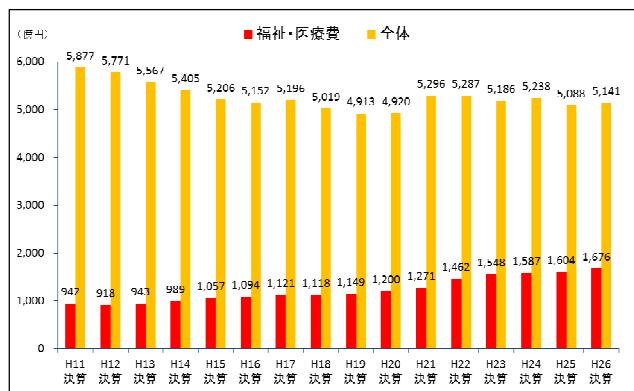


図 1-2-4 一般会計歳出の推移

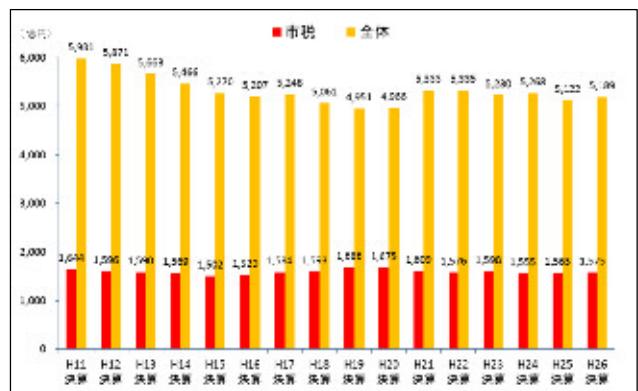


図 1-2-5 一般会計歳入の推移

また、本市の人口については、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計値によれば、2015年の本市の人口961,748人が、25年後の2040年には784,162人まで減少(81.53%)する見込みとなっています。

人口構造も大きく変化することが見込まれており、年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)が減少し、老人人口(65歳以上)は増加する推計となっています。

このように公共施設を取り巻く環境は非常に厳しく、将来に向けた対応が求められています。

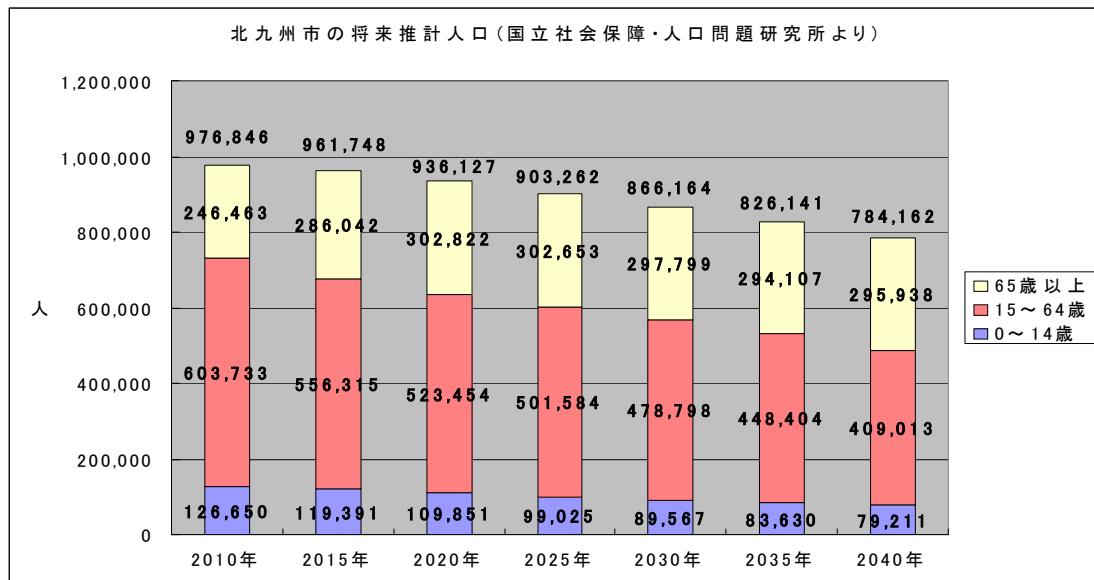


図 1-2-6 北九州市の人口推計

3. 公共施設マネジメントの必要性

公共施設の整備と人口減少の関係については、人口規模や動態等に対応した整備が求められる施設がある一方、体育館のようにコートの大きさなどから施設規模が決定されるものや地域活動の拠点として地域コミュニティを支える役割を持つ市民利用施設があるなど、必ずしも施設保有量が直接人口規模に依存しないものもあります。

一方、財政面については、歳入のうち大きな割合を占める市税収入は、様々な税目によって構成されており、個人市民税のように人口の減少に伴い税収減が想定されるものもありますが、市税収入総額の約半分を占める固定資産税は人口に直接影響しないほか、法人市民税のように企業活動や景気動向によって大きく変動するものもあります。

したがって、人口減少の将来への影響を見通すことは難しいと言えます。また、地方創生や新成長戦略の取り組みなどを多方面から行うことで、人口減少のスピードを緩めることや社会の活力を維持していくことにも挑戦していきます。

しかしながら、本市の財政状況は依然厳しい中、公共施設に関する対策を何も講じなかった場合、将来的には、「財源不足のため必要な補修ができず、老朽化した壁や天井が壊れ、立ち入りや使用を禁止せざるを得ない公共施設が全市域に発生する」といった最悪の事態になりかねません。

こうした事態を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するためにも、できるだけ早く公共施設マネジメントの取組みを進め、市民が公共施設を利用しやすい環境を整えるとともに、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立することが大変重要です。

第2章 公共施設マネジメント方針

1. 基本的な考え方

本市の公共施設マネジメントは、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、本市が保有する全ての公共施設を対象に、市全体の公共施設の総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組み（公共施設マネジメント）を積極的に進めます。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、「選択と集中」の観点から、本市のにぎわいづくりや活性化にも留意しながら、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点が重要です。

公共施設は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、市民のニーズは時代とともに変化します。

市民全体の財産である公共施設を、時代に適合させ、多くの市民に効果的に活用してもらうための取組みを進めます。

2. 取組みの視点

上記の基本的な考え方に基づき、本市が保有する全ての公共施設を対象に、以下の視点により、公共施設マネジメントに取り組みます。

ア 総量抑制（保有量の縮減）

施設の整備から長期間が経過し、整備当初の使命が薄れたものや過剰なものについては廃止、縮小するとともに、民間での運営が可能な施設は積極的に民営化を進めるなど、市民の利用状況に留意しながら、市全体の公共施設の保有量の縮減に取り組みます。

また、老朽化した施設の更新にあたっては、できるだけ単独での更新は行わず、他の公共施設との複合化（※2）や多機能化（※3）を前提に検討を進めます。

（※2）複合化：一つの土地・建物に複数の施設を集合させること。

（※3）多機能化：一つの施設に複数の機能を持たせること。

イ 維持管理・運営方法の見直し

公共施設の維持管理・運営方法について、民間活力の導入等により一層の効率化に取り組みます。

また、多くの市民が効果的に施設を利用できるよう、必要に応じて施設の位置づけを見直すことにより、広域化や多機能化による利用対象者の拡大に取り組みます。

ウ 資産の有効活用

市民が公共施設をできるだけ長期間良好な状態で利用できるよう、ライフサイクルコスト（※4）縮減の可能性を十分検証した上で、計画的な予防保全の仕組みを導入し、公共施設の長寿命化に取り組みます。

また、公共施設の民営化・複合化・多機能化・廃止等によって生じた余剰地については、民間への売却や賃貸を積極的に進めるなど、効果的かつ効率的な資産活用に取り組みます。

（※4） ライフサイクルコスト：個々の施設にかかる企画、設計、建設、運用、修繕、解体処分までの全期間に要する費用のこと。

エ 施設整備に関するルール

厳しい財政状況が予想される中、公共施設・インフラ（※5）の整備、特に新規事業の着手にあたっては、これまで以上に慎重な対応が必要です。

また、限られた財源を有効に活用するため、実施が予定されている事業については、新規・更新を問わず、全体の中で優先順位をつける仕組みをつくることも大変重要です。

そのため、事業の構想段階から必要性や効果等をしっかりと検証するとともに、組織横断的に事業の優先順位を判断するなど、インフラを含めた公共施設の整備に関する新たな仕組みづくりに取り組みます。

（※5） インフラ：本書では、道路、港湾、上下水道などの社会基盤を指す。

3. 取組み目標

本市での公共施設マネジメントの取組みについては、現在保有している多くの施設が今後20～30年の間に耐用年数を迎えること、複合化等による総量抑制は施設を更新するタイミングに合わせて実施するのが現実的であること、また、公共施設は一度整備すると簡単に廃止や取り壊しができないこと、などから長期にわたる取組みが必要となります。このため、平成28年度から平成67年度までの40年間を計画期間として、マネジメントに取組むこととします。

また、マネジメントの取組みに実効性を持たせるため、公共施設の総量抑制の目標値を設定します。

この目標数値については、現在の公共施設を全て保有し続け、かつ長寿命化に取り組むものとした場合の今後40年間の施設の更新費用と大規模改修費を試算し、過去3年間の決算実績平均値とのギャップを平準化などで調整可能なレベルにまで縮小するために必要な「施設保有量の削減割合」により設定することとしました。

上記の試算の結果から、目標数値については、公共施設マネジメント方針に基づき、施設分野別実行計画等を推進することにより、少なくとも、「今後40年間で保有量を約20%削減する」ことを目指します。

なお、設定した目標値については、今後の社会情勢の変化に伴う財政状況の動向や人口動態の見通しなど、様々な不確実な変動要素に対応するために、適宜見直していくことが必要であると考えます。

《試算条件》

	総務省モデル	長寿命化
公共施設	建築後30年で大規模改修 建築後60年で建て替え	建築後10年以降予防保全を実施 建築後70年・80年で建て替え

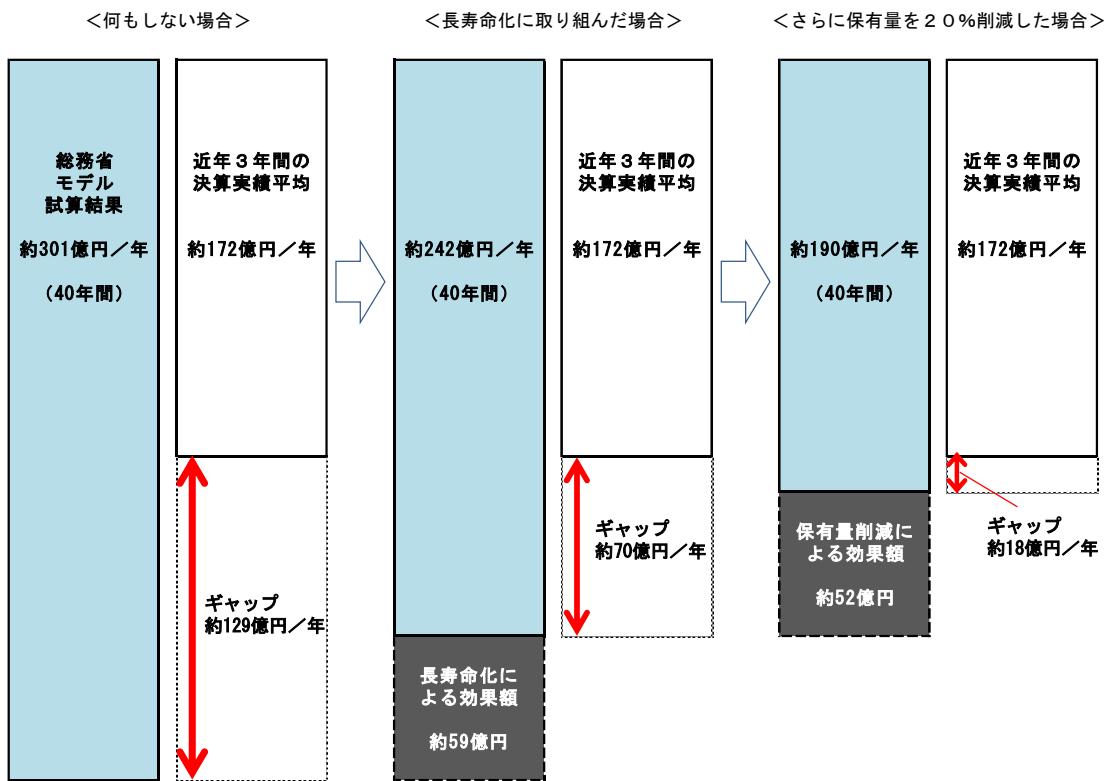


図 2-3-1 試算結果

(注) 平成26年2月行財政改革大綱策定時の試算結果
(近年3年間の決算実績平均は平成21～23年度の平均値)

第3章 施設の特徴や課題及び市民アンケート結果

1. 公共施設白書データの分析結果

平成26年12月に公表後、現在更新中の公共施設白書では、本市が設置している公共施設のハード面の情報のほか、施設の利用状況や収支状況など、公共施設に関する情報をまとめ、市民利用施設については、施設ごと・部屋ごとの稼働率や、利用者一人当たりのコストなど、これまでにない詳細な情報を公表しました。

公共施設白書に記載しているデータからは、次のようなことが明らかになり、いくつかの検討課題が見えてきました。

- ・ 市民利用施設の稼働状況について、いくつかの施設を除き、ほとんどの施設で稼働率が5割未満となっています。
また、生涯学習関連施設では、施設全体の稼働率は3～4割台となっていますが、どの施設にも設置されている調理室や和室の稼働率が押しなべて低い状況となっています。
- ・ そこで、稼働率が5割を下回るような施設の場合、会議室や体育施設など、他の施設で同様の機能を有する施設との集約化についての検討が必要です。
- ・ 収支面を見ると、単年度の状況ではありますが、ほとんどの施設で支出が収入を大幅に上回っており、財政負担を軽減し、施設の安定的な維持管理を行うには、利用料金や減免等の見直しについて検討が必要です。
- ・ 各地域の特徴としては、本市の公共施設は、旧五市の中心部に偏って配置されています。また、住宅街の中など、必ずしも利便性が良いとは言えない場所に設置されている施設があり、街なか居住や歩いて暮らせるまちづくりなど、利便性の良い場所への集約についての検討が必要です。

2. 現況調査結果

平成26年8月から12月にかけて、公共施設の現地調査及び施設管理者へのヒアリングを実施しました。その結果、次のような状況がうかがえました。

- ・ 同種の機能を持つ施設が近接して立地しています。
- ・ 小修繕が出来ていないケースが見られます。
- ・ 特定の目的ごとに整備された施設は、それぞれに会議室や調理室、和室があります。
- ・ 附属駐車場は、市街地であっても概ね無料で利用できます。
- ・ 利用料が減免となっているケースが多くなっています。

3. 公共施設マネジメントに関する市民アンケート調査結果

平成26年10月14日から11月4日にかけ、本市に居住する20歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。(回答率約41.3%)
その結果、次のようなことが分かりました。

- ・ 公共施設の老朽化対策に関する見解は、「重要な問題」「どちらかと言えば問題」を合わせると、9割以上の方が市政の課題としての認識を持たれています。
- ・ 市の方針「少なくとも今後40年間で20%削減」という長期目標への賛否には、「市の長期目標のとおりでよい」「もっと厳しい目標を掲げて取り組むべき」を合わせると、8割以上の方が40年間で20%以上の保有量縮減を容認しています。
- ・ 市民利用施設の利用状況を見ると、「週1回以上」「月に数回」の利用者の割合は必ずしも高くないのではないかという結果になっており、施設を利用したことがないとの回答が多いところで約86%となっています。また、今回お尋ねした施設の中では、図書館や市民センターなどの利用は比較的多くなっています。
- ・ 今後の市の具体策に対する賛否で、「大いに進めるべき」「できるだけ進めた方がよい」の割合が高いものとして、「利用していない市の土地や施設を売却して収入を得る」「機能等が同じ施設は廃止・統合によって施設数を減らす」「計画的に予防保全を行い施設や設備を長寿命化させる」「複合化、多機能化によって施設の数や規模を減らす」などのご意見を頂きました。
- ・ 複合化・多機能化にあたり重視するポイントとしては、「施設の維持管理費用が節約できること」「JRの駅やバス停の近く」の割合が高くなりました。

4. 方向性についてのアンケート結果

さらに、平成27年8月21日から9月10日にかけ、平成27年5月に公表した「公共施設マネジメントの考え方」（方向性）の内容について、本市に居住する20歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。（回答率約40.3%）このアンケート調査では、以下のような結果を得ました。

- ・ 方向性で示した「8つの考え方」についてご意見を伺ったところ、2つの項目を除き、8割近くの方が、賛成意見（「大いに進めるべきである」と「できるだけ進めた方が良い」）でした。
賛成意見が少なかったものは、「専有的利用に対する全利用者からの料金徴収（賛成意見66.4%）」「駐車場の有料化（賛成意見35.9%）」でした。
- ・ 施設分野別実行計画の方向性についても、2つの項目を除き、8割以上の方が賛成意見でした。賛成意見が8割に届かなかったものは、「学校プールの複数校での利用（賛成意見46.9%）」「図書館分館の縮減（賛成意見70.1%）」でした。

こうした白書の分析結果や市民アンケート結果なども踏まえ、次章に、計画策定にあたっての基本方針を定めました。

第4章 計画策定にあたっての基本方針

公共施設マネジメントは、市民の財産である公共施設を再構築する中で、将来における財政負担を軽減するとともに、将来のニーズを見据えて時代に適合したものとするための取組みです。

財政負担の軽減には、

- ・ 真に必要な公共施設を選抜し、最適な施設規模で建替えることで更新費用を低く押さえること。
- ・ 施設の長寿命化を図り、更新時期を適切にコントロールすることで支出を平準化すること。
- ・ 利用者に対して施設利用にあたっての応分の負担を適切に求めること。

などの視点が必要となります。

また、公共施設の再配置については、街なか居住の促進やコンパクトシティの実現など、「まちづくり」の視点から取り組むことも必要です。

このような考え方に基づき公共施設マネジメントの取組みを積極的に進め、都市の再構築と活力あるまちづくりを目指します。

1. 施設の集約と利用の効率化

- ・ 設置当初の使命が薄れた施設やこれまであまり利用されていない施設、他の施設で利用の振り替えが可能な施設は廃止します。
- ・ 今後も必要な施設の更新にあたっては、複合化や多機能化を図るとともに、利便性の高い場所に集約します。再配置・集約については、街なか居住の促進や地域の活力の維持・向上などの視点から、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。
- ・ 利用時間や利用スペースの細分化など、無駄なく施設利用をすることで、稼働率を高め、これまでのサービス水準を極力低下させずに、保有量の縮減を目指します。

今後の公共施設のあり方として、厳しい財政状況を踏まえ、様々な工夫を凝らしてこれまで以上に効率よく施設を利用し、全体として保有量を縮減することが求められています。

このため、社会経済環境の成熟や変化により、設置当初の行政目的が薄れたと考えられる施設やあまり利用されていない施設、また、施設の供給が需要を上回っているために他の施設で利用の振り替えが可能な施設など、必要性が少なくなった施設は積極的に廃止していきます。

また、利用時間や利用スペースの細分化など、無駄なく施設を利用することで、これまで以上に利用の受け皿となることが可能となります。

施設利用の効率化を図ることで利用の振り替えを可能とし、これまでのサービス水準を極力低下させずに、保有量を縮減していきます。

施設の整備については、複数の施設を集約することにより、玄関ホールや会議室などの共用化により延床面積を縮減できるほか、施設運営を効率化・省力化することが

可能となります。このため、今後も必要な施設の更新にあたっては、単独で建替えるのではなく、できる限り施設の複合化・多機能化を行い、効率的な施設の整備と運営を図ります。

加えて、施設の再編については、まちづくりの観点から、地域の特色、にぎわいづくりや利便性を考慮して立地場所を決定し、こうした公共施設の配置により、コンパクトなまちづくり、まちの魅力向上、まちの活性化を進めます。

2. 民間施設・ノウハウの活用

- 市が資産として保有せずに、民間施設・ノウハウを活用して必要なサービスを提供することを検討します。
- 施設の整備について、民間活力の導入を検討するとともに、施設の管理、運営については、指定管理者制度を更に進めるなど積極的に民営化を進めます。
- 現在ある普通財産については、民間活力の導入を図りつつ、可能なものは民間への売却を視野に検討を進めます。

社会経済環境の変化や利用状況に応じて、施設の用途や規模などについて柔軟に対応していくには、公共が施設を整備・保有するよりも民間施設やノウハウを活用した方が有利な場合があり、必要なサービスの提供にあたって、民間活力の導入を積極的に検討することで保有量の縮減や財政負担の軽減を目指します。

したがって、施設の整備についてはPFIやPPP(公民連携)の導入により一層の効率化に取り組み、管理・運営についても指定管理者制度を更に進めるなど、今後も民営化を図ります。

また、普通財産についても、一層の民間活力の導入を図ることで効率的な利用に努めるとともに、行政目的が無いことから施設を更新する必要性は薄いと考えられ、可能なものは民間への売却を検討していきます。

3. 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実

- 地域のコミュニティを充実させるため、市民センターは存続します。
- その他の地域コミュニティ施設は、地域での所有、運営を基本に、地域の自主性に委ねる方向で検討します。

今後の財政負担の軽減を図るため公共施設の保有量は縮減しなければならないものの、一方で地域の活性化を図るには地域コミュニティの充実は不可欠であり、その核となる施設として市民センターがあります。

本市では、これまで小学校区単位を基本として市民センターを整備し「地域づくり」に取り組んできていることから、今後も市民センターを中心とした地域コミュニティの強化を図ります。

また、その他の地域コミュニティ施設については、少子高齢化に対応した「地域づくり」を進める観点から地域コミュニティの拠点のあり方を検討し、地域と今後の

活用方針を協議しながら、地域への移譲や集約化を検討していきます。

4. 特定目的施設や利用形態の見直し

- これまでの「特定目的のための施設」の考え方を見直し、誰もが利用しやすいようにすることで、施設の有効利用を進めます。
- また、休館日や利用形態等を見直し、利用効率を上げる工夫をします。

これまでの公共施設は、その多くが特定の行政目的を達成するための専用施設として整備されてきたため、生涯学習センター・勤労青少年ホーム・男女共同参画施設などについては、同種の設備を持つ施設が重複し、非効率な点が見受けられます。

このため、これらの施設の貸室部分を誰もが利用しやすくすることで利用率を高め、施設の集約に繋げていくこととします。

また、青少年施設の中には、利用者が年代で特定されることによって施設の稼働率が低くなっているものがあるため、より幅広い利用を目指して検討していきます。

加えて、市民のニーズに応じて休館日や利用条件の見直しを進めるなど、利用率の向上に取り組むとともに、施設横断的な総合利用申請システムの構築を図り、より一層の効率的な利用を目指します。

5. 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化

- 今後も継続使用する施設は、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に取組み、支出の平準化を目指します。

計画的に維持改修を行う予防保全によって建物の長寿命化に取り組み、施設を長期にわたり維持することでライフサイクルコストの縮減を図ります。

更新時期が集中する期間については、前倒しや更なる長寿命化により、建替え費用の平準化を図り、今後増大する財政負担のピークを抑えます。

また、定期的な点検等の実施により、利用する市民の安全性を確保し、周辺住民に対して危険を及ぼすことが無いよう取り組みます。

6. 利用料金の見直し

- ・ 受益と負担のあり方の視点から、利用料金や減免制度を見直します。
- ・ 専有的な施設利用については、全ての利用者から料金徴収することを検討します。また、駐車場についても、有料化を検討します。

本市の市民利用施設の多くで、使用料収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。

このため、利用料金については、施設の公共関与の必要性の程度や収益性の程度なども勘案しながら、統一的な視点から見直しを行います。

また、学校施設の市民利用についても負担のあり方を検討します。

施設の目的に沿った利用や高齢者などの利用、市の共催事業などに対しては、使用料を減免する制度があります。この減免制度についても検討を行い、必要なものについて見直しを行うこととします。

施設に付属する駐車場については、市街地で台数の多い場所の長時間駐車の有料化を検討します。

7. まちづくりの視点からの資産の有効活用

- ・ 施設の統廃合や廃止により生じた余剰資産は、一元的に管理し、まちづくりの視点を取り入れながら民間売却を基本としつつ、積極的な利活用を図ります。

マネジメントの結果、用途を廃止した建物や土地については、余剰資産として一元的に管理し、都市の再構築に資するような施設のリノベーションや跡地利用を計画します。

こうした余剰資産は、計画に基づいた適切な条件を付すなど、民間売却を基本として積極的に利活用を図り、まちの活性化や魅力あるまちづくりに取り組みます。

8. 外郭団体等への譲渡を検討

- ・ 展示場・会議場など、外郭団体等の運営と一体利用され、将来的にも収益性のある施設については、当該外郭団体等への譲渡（現物出資）の可能性を検討します。

外郭団体が指定管理しており、この団体の運営と一体利用されているような施設について、将来的にも収益性がある場合には、当該管理運営団体に譲渡することで、公共施設の更なるスリム化（維持管理費の削減、財政負担の軽減）が図れると考えており、譲渡の可能性を検討します。

第5章 施設分野別実行計画

北九州市行財政改革大綱に基づき、公共施設に関する分野毎のマネジメント計画を策定しました。

1. 市営住宅

(1) 施設の現状

・施設の保有状況、利用状況

施設保有量（H27.4）：延床面積 2,083 千m²（405 施設-32,847 戸）

入居世帯数（H27.4）：30,015 世帯 入居率（H27.4）：91.4%

主な収支の状況（H26 決算）

収入：使用料収入等：74.8 億円

支出^{*1}：更新費・修繕費：31.9 億円、委託料（管理代行・指定管理）：44.6 億円

・市営住宅のストックの状況

市営住宅は、本市が所有する公共施設の総延床面積の 38%を占めています。

全世帯数に占める管理戸数の割合は、政令市平均の約 2 倍です。

市営住宅の管理戸数約 3 万 3 千戸のうち、昭和 45 年から 10 年間に建設されたものが約 1 万 8 千戸あり、全体の半数以上を占めます。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するために、国の補助を受けて整備していることから、耐用年数以前に建物を建替えたり、用途廃止するには、国の承認が必要となっています。

表 1-1 公営住宅法で定められた耐用年数

住宅の構造	耐用年数
耐火構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）	70 年
準耐火構造（補強コンクリートブロック造）	45 年
木造	30 年

・入居者の状況

市営住宅の家賃は収入に応じて家賃が決まる応能応益方式で、本市の場合、家賃が最も低く設定される世帯（収入月額 104 千円以下）が、入居世帯の約 8 割を占めています。

入居者のうち高齢者のみ世帯の割合は約 40%（H27.4）です。

応募倍率は 7 倍（H26）です。

※1) 施設建設や改修に要した補助金収入や市債の償還に充てる支出等は除外

(2) 現状の課題（将来の見通し）

本市の人口は減少傾向で、世帯数は微増した後、減少に転じる見込みです。

建設後 70 年を経過する老朽化した市営住宅が大量に生じるのは平成 50 年頃以降となります。

老朽化した市営住宅を全て建替えるには多額の費用が必要となります。

(3) 市営住宅のマネジメントの考え方

世帯数の減少予測等に合わせ、市営住宅の管理戸数を縮減します。

縮減にあたっては、民間住宅へ入居することが困難な高齢者、障害者世帯等に対する募集や、現在入居している世帯の住み替え等について、配慮しながら取組みを進めます。

これまで、まちづくりの観点から、まちなかなどの利便性のよい所への居住を誘導する方向で、老朽住宅の建替えに際して集約・再配置を進めてきており、現在、約 60 団地（約 1,900 戸）を対象に 1,400 戸程度に集約する再配置を推進しています。今後、10 年程度かけて残りの約 1,000 戸などの建設を行う予定です。

あわせて、住宅に困窮する世帯に対し適切に供給ができるよう、入居者の募集方法や収入超過者に対する明渡しの強化等を検討します。

市営住宅は、建設費や維持管理に要する費用を家賃収入で回収する仕組みになっており、既存住宅は適切な維持管理を行い、耐用年数まで活用します。

耐久性の高い外壁塗装や屋上の断熱防水などで、構造躯体の劣化を防止・抑制する長寿命化工事を進め、可能な限り耐用年数を超える長期間の活用を図ります。

また、長寿命化とともに、バリアフリー化や環境配慮などの住宅の機能強化の工夫を行っていきます。

集約・再配置などに伴い生じた用地については、まちづくりの視点を取り入れながら、民間売却や貸し付けなどにより、積極的な利活用を図ります。

平成 50 年頃から耐用年数を経過した老朽市営住宅が増加し、戸数を大幅に減少させることになりますが、その際は、あらためて世帯数の状況などを踏まえながら、空き家など民間住宅を活用することなどにより、必要なサービス水準を維持します。

民間住宅の活用などについては、その 10 年程前から検討を進めるとともに、活用しやすい制度の構築について、国への働きかけに取組みます。

(4) 市営住宅のマネジメント計画

利便性や居住性が高いものなどについて、法定耐用年数を超えて80年まで活用するよう長寿命化を図ります。これにより約25年間は管理戸数が大きく減少することはありません。

今後の集約建替えは計画中の約1000戸など最小限のものとし、耐用年数を経過する市営住宅の廃止を順次進めることで、40年後の保有戸数は約2万戸程度とします。

延床面積は約64万m²縮減（約31%縮減）します。なお、必要に応じて、民間住宅等を活用します。

(5) マネジメントの結果

（現状の施設量）（H27.4）

延床面積：2,083千m²（管理戸数 約3.3万戸）

（40年後の施設量）

延床面積：約31%削減（市の保有戸数 約2万戸まで削減）

（長寿命化後の耐用年限到来施設）

平成28年4月現在

1期 (H28～H37) (第1期)	2期 (H38～H47) (第2期)	3期 (H48～H57) (第3期)	4期 (H58～H67) (第4期)	H68以降
54施設	31施設	83施設	126施設	112施設

※到来時期は、団地内で最初に耐用年数が到来する棟の時期（借上げ市営住宅は借上期間終了時）で計上

（市営住宅保有戸数と削減率の推移予定）

	保有戸数	戸数削減率	延床面積削減率
現 状	約32,900戸		
10年後	約32,300戸	2%	1%
20年後	約31,800戸	3%	3%
25年後	約30,800戸	7%	6%
30年後	約24,000戸	28%	22%
40年後	約20,000戸	38%	31%

2. 学校施設

(1) 施設の現状

・施設の配置状況

施設保有量(H27.3)：延床面積 1,372 千m²・193 施設(小 131 校、中 62 校)

うち小規模校 (H27.5)：小学校(11 学級以下)53 校、中学校(8 学級以下)14 校

(2) 現状の課題

全国的な少子化の中で、本市においても児童生徒数の減少傾向が続いている、それに伴って、小規模な学校が増えています。この傾向が今後も続くと、学校の小規模化はさらに進むと考えられます。

学校が小規模化すると、人間関係が固定化しがちで切磋琢磨する機会が少なくなり、運動会や音楽活動などの集団教育活動に制約が生じやすいなど様々な教育上の課題が顕在化すると言われています。このため、教育効果の向上と教育環境の整備を図るために、将来にわたって小学校で 12～24 学級、中学校で 9～24 学級を回復することが見込めない小規模校については、学校統合により、学校規模の適正化を図ることとしています。

しかし、35 人以下学級の拡充や特別支援学級の増加、あるいは少人数指導用の教室の確保など多様な教育ニーズへの対応により、余裕教室は多くないのが現状です。

学校施設については、昭和 50 年代に第 2 次ベビーブーム世代が就学時期を迎えたこと、加えて、昭和 39 年からの学級編制基準の改定や郊外における大規模な宅地開発の影響もあり、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、多くの学校施設を整備してきました。今後、これらの施設が更新時期を迎えるため、施設整備に要する費用が急激に増大することが見込まれます。

本市では、小学校区単位で地域コミュニティの形成を進めており、また、学校施設の積極的な開放などにより、住民にとって学校は身近な公共施設となっています。学校には、校舎のほか、体育館、運動場、柔剣道場(中学校)、プール、家庭科調理室、図書室などが標準的な施設として備わっており、学校教育上支障のないことや児童生徒の安全確保に十分配慮した上で、学校施設の開放に取組んでいます。

表 2-1 規模別学校数、児童生徒数、学級数の推移(昭和 60 年以降)

		昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年	平成 47 年	平成 52 年
小学校	小規模校	18(2)	34(2)	45(2)	53(1)	57(1)	67	67
	適正規模校	89	95	83	76	72	65	65
	大規模校	27	10	6	2	3	0	0
	学校数	143(2)	139(2)	134(2)	131(1)	132(1)	132(1)	132(1)
	児童数	93,838	64,425	52,564	48,087	41,327	35,322	33,926
	学級数	2,768	2,040	1,707	1,662	1,473	1,324	1,299
中学校	小規模校	1	13	15	14	18	28	28
	適正規模校	56	53	47	48	43	34	34
	大規模校	11	4	1	0	1	0	0
	学校数	68	70	63	62	62	62	62
	生徒数	49,028	34,247	24,965	23,857	21,226	16,591	15,922
	学級数	1,241	981	722	707	650	520	509

※各年とも 5 月 1 日現在の校数、児童生徒数、学級数(特別支援学級を含まない)

※学校規模は、学級数で区分。小規模校欄の()内は分校で再掲

※平成 37 年、47 年、52 年は、推計値

表 2-2 学校施設(小・中学校で建設から 60 年を迎える時期)

	1期 (H28～H37)	2期 (H38～H47)	3期 (H48～H57)	4期 (H58～H67)	H68 以降
小学校	19 校 (内 10 校)	56 校 (内 20 校)	32 校 (内 13 校)	5 校 (内 2 校)	19 校 (内 8 校)
中学校	14 校 (内 3 校)	19 校 (内 4 校)	13 校 (内 3 校)	5 校 (内 0 校)	11 校 (内 4 校)
合計	33 校 (内 13 校)	75 校 (内 24 校)	45 校 (内 16 校)	10 校 (内 2 校)	30 校 (内 12 校)

※ [] 内は、H27.3.31 日現在の建築年度、() 内は、H27.5.1 現在の小規模校数

表 2-3 学校規模適正化の実績（昭和 62 年以降）

◆ 小学校 （統合 27 校→13 校 分離新設 2 校）

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畠
昭和62年							
昭和63年							
平成元年							
平成2年							
平成3年		小倉中央 (小倉・米町)		青葉（新設）			
平成4年							
平成5年					皿倉 (尾倉・平原・天神)		
平成6年							
平成7年	門司海青 (錦町・丸山) 門司中央 (庄司・門司)						
平成8年							
平成9年				若松中央 (浜町・若松)			あやめが丘 (三六・沢見)
平成10年							
平成11年	港が丘 (清見・古城)						
平成12年							
平成13年							戸畠中央 (浅生・戸畠)
平成14年						星ヶ丘（新設）	
平成15年					ひびきが丘 (山の口・大場谷)		
平成16年					花尾 (前田・平野)		
平成17年							
平成18年			新道寺 (新道寺・平尾分校)				
平成19年						黒崎中央 (黒崎・陣山)	
平成20年			すがお小 (道原・山本)				
平成21年							
平成22年							
平成23年							
平成24年							
平成25年							
平成26年							
平成27年							

※上段は統合校名、下段（ ）内は統合の組合せ校を示す。校名のみは、分離新設校。

◆ 中学校 (統合 16 校→7 校 分離新設 2 校)

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畠
昭和62年			守恒（新設）				高生 (高峰・浅生)
昭和63年							
平成元年							
平成2年				高須（新設）			
平成3年							
平成4年							
平成5年							
平成6年							
平成7年							
平成8年							
平成9年	門司 (港・吉野)						
平成10年				若松 (響南・星陵・高塔)			飛幡 (沢見・天頬・戸畠)
平成11年					花尾 (花尾・陣山・黒崎)	黒崎 (花尾・陣山・黒崎)	
平成12年							
平成13年					枝光台 (枝光・枝光北)		
平成14年							
平成15年							
平成16年							
平成17年							
平成18年							
平成19年							
平成20年							
平成21年							
平成22年	門司 (門司・風師)						
平成23年							
平成24年							
平成25年							
平成26年							
平成27年							

※上段は統合校名、下段（ ）内は統合の組合せ校を示す。校名のみは、分離新設校。

(3) 学校施設のマネジメントの考え方

教育効果の向上と教育環境の整備を図るため、「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」の基準に沿って、学校規模適正化に取組みます。

学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で、引き続き、市民の健康づくりの場や活動の受け皿として、体育館やプールなどの学校施設の開放に取組みます。

学校の統合や学校施設の更新の際には、多世代が交流できる地域施設となるよう、可能な限り市民センターや放課後児童クラブとの複合化を図ります。

平成 32 年頃から急激に増大する施設更新については、施設の長寿命化等により対応します。

学校規模適正化によって生ずる余剰施設の有効活用を図ります。

(4) 学校施設のマネジメント計画

教育委員会では、平成 52 年までの児童生徒数の推計による小規模校について順次、学校統合によりその半数の 47 校が閉校した場合を想定して、施設量を算定します。

なお、学校施設の更新時期を最大 80 年程度まで延ばせるよう、計画的に改修及び維持修繕を行い、支出の平準化を図ります。

(5) 学校施設の減少見込み

今後、40 年かけて順次、学校統合により 47 校が閉校した場合、延床面積は約 23% 減少します。

3. 市民利用施設

(1) 市民利用施設の配置

市民利用施設は、中核拠点施設として全市に1～2箇所程度配置する施設、地域拠点施設として市民の活動状況や交通の利便性、周辺施設の機能等を勘案し、市内数箇所に配置する施設、また、地域施設として小学校区単位を基本に配置する施設の3種類に大別されます。

中核拠点施設としては、中央図書館などの社会教育施設、北九州芸術劇場などの文化芸術施設、総合体育館などのスポーツ施設があります。地域拠点施設としては、生涯学習センターなどがあり、市民に対する各種の行政サービスを実施しています。また、地域施設としては、小学校区単位を基本に配置する市民センターなどの身近な地域コミュニティ施設があります。

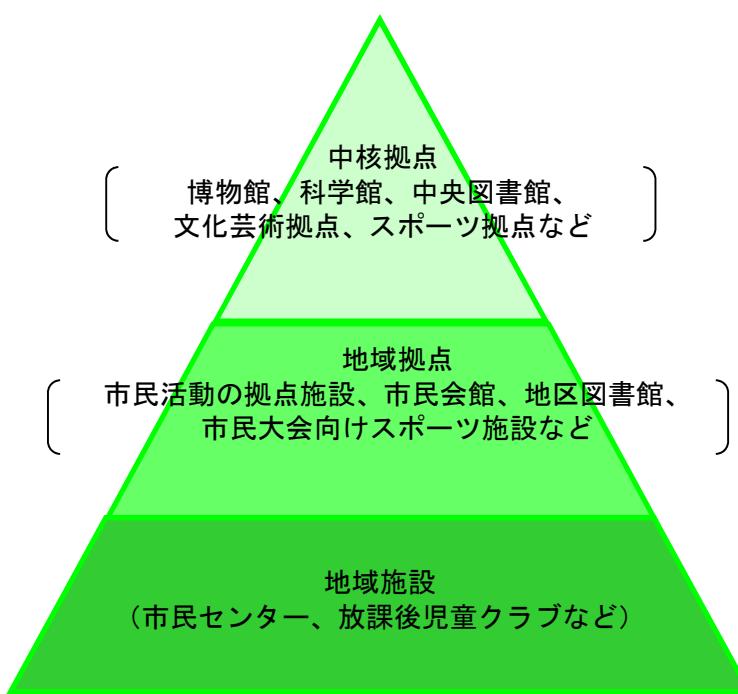


図3-1 市民利用施設の用途別分類

(2) 市民利用施設全般にかかるマネジメントの考え方

市民利用施設については、前述した配置の考え方に基づき、それぞれの施設分野毎に既存施設の機能維持、存続、廃止、集約、再配置を計画していくものとします。

また、市民利用施設の利用形態では、利用区分が日あたり3区分（午前・午後・夜間）で運営されているなど、必ずしも効率的でないところが見受けられるため、時間単位での利用に見直すなど効率化を図り、利用効率を高めることで、集約を促進することとします。なお、集約化に対応して、インターネット等で利用予約や空き状況の照会が可能となるように利用環境の整備・改善を図っていきます。

3-1 地域コミュニティ施設（市民センター・年長者いこいの家）

市民センター

（1）施設の現状

・施設の配置状況

市民センター延床面積：934 百 m² (134 施設)

・施設の設置目的と利用の内容、活動内容

市民センターは、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点として整備された施設で、小学校区を基本に市内全域に配置されています。コミュニティ、生涯学習、保健福祉などの活動のほか、市の様々な事業にも活用されています。

・利用状況

年間利用者数：538 万人、平均稼働率：42.1%、利用者あたりコスト 327 円

（2）現状の課題

市民センターの利用者は、増加しており、1館平均約4万人となっていますが、校区内の人口の違いなどにより、センターごとの利用者数には、ばらつきがあります。

平均稼働率は、他の市民利用施設と比較して高くなっていますが、5割を下回っており、また、部屋別の利用状況でも、多目的ホールや会議室の稼働率が高く、それに比べ、調理室や和室の稼働率が低い傾向があります。これらのことから、部屋の使い方などを工夫する余地があります。

また、徒歩圏内である小学校区を基本に設置していますが、自家用車での来所が多くなっており、市街地の市民センターでは、駐車場が十分に確保できないところがあります。

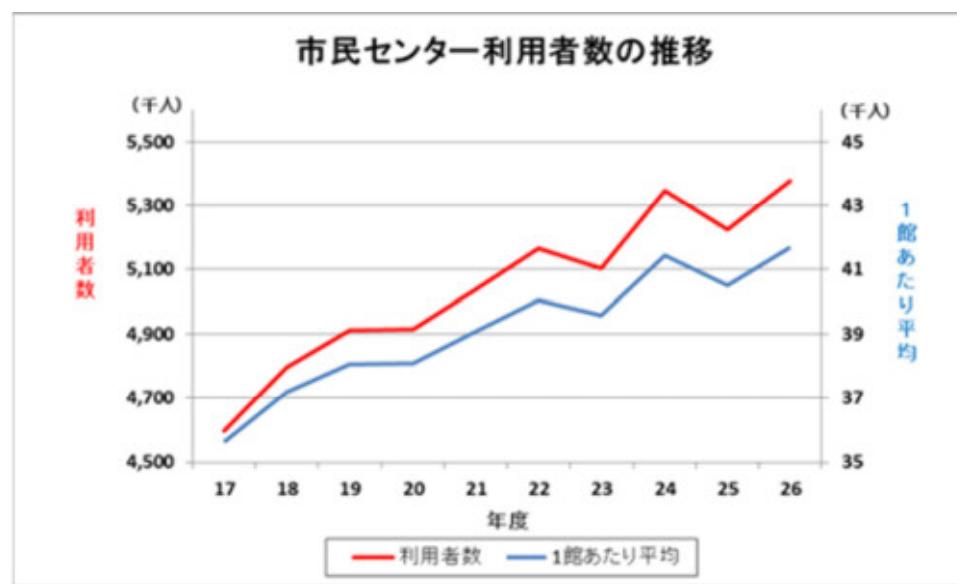


図 3-1-1 市民センター利用者数の推移

今後40年間で、更新時期を迎える施設が65館あり、その他の70館についても、大規模な改修が必要となります。特に、平成40年以降の10数年間に、更新や大規模な改修が必要な施設が集中しています。

市民センターの大規模改修・更新見込み(館数)

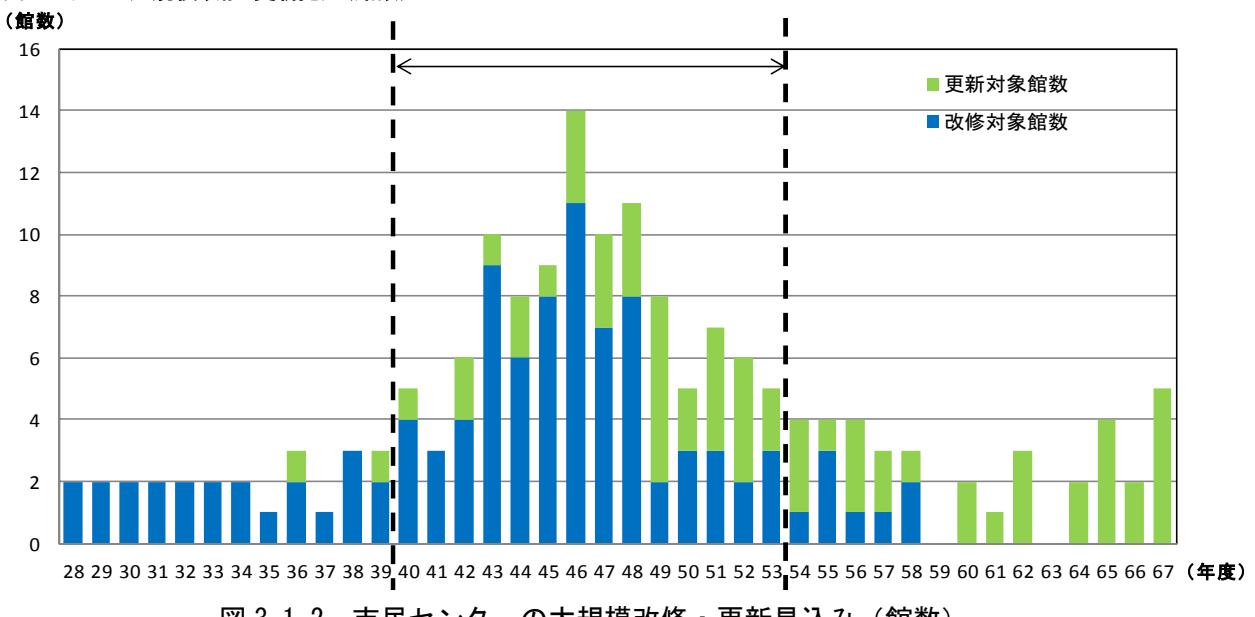


図 3-1-2 市民センターの大規模改修・更新見込み（館数）

(3) 市民センターのマネジメントの考え方

市民センターは、住民主体の地域づくりを進めるため、今後も地域活動の拠点として活用していく必要があります。このため、地域コミュニティ強化の観点から、小学校区単位を基本とした配置を維持し、施設の更新を図ります。

また、更新にあわせて、多世代交流の促進などの観点から、可能な限り小学校や放課後児童クラブなどの市民利用施設との合築などを検討します。

その際、駐車場の確保など利用しやすい環境をできる限り整えるよう配慮していきます。

日曜開館などの要望がある場合は、利用者ニーズを把握したうえで、まちづくり協議会等と協議しながら、開館日の拡大等を検討していきます。

(4) 市民センターのマネジメント計画

市民センターは今後、個別施設の更新や大規模改修の必要な時期が集中してくるため、施設の長寿命化や計画的な改修に取組むことで、整備費用の平準化を図ります。また、耐用年限に達したものについては、利活用の状況や建物の老朽化度合、施設規模等を勘案しながら更新していくこととします。

(5) マネジメントの結果

市民センターは存続します。（存続する施設 135 施設）※香月西部市民サブセンターを含む(H27.4)

年長者いこいの家

(1) 施設の現状

・施設の配置状況

年長者いこいの家延床面積：68 百m² [173 施設(うち市所有分 159、民間所有分 14)]

・施設の設置目的と利用の内容、活動内容

市民センター以外に市が保有する地域のコミュニティ施設として、年長者いこいの家があります。

年長者いこいの家は、高齢者を中心に、教養の向上や趣味・娯楽活動などに集う場として、徒歩での来所を想定し、近隣の都市公園内に設置されています。

現在、施設は老人クラブ活動や高齢者サロン事業などで利用されるなど、地域における居場所や交流の場として一定の役割を担っています。

・利用状況

年間利用者数：28万人、平均稼働率：47.4%、利用者あたりコスト78円

(2) 現状の課題

年長者いこいの家については、主に地域の集会、教養の向上や趣味・娯楽活動などに利用されてきました。更なる少子高齢化社会の到来に向け、市全体で、地域コミュニティの拠点のあり方について、検討を進めていきます。

(3) 年長者いこいの家のマネジメントの考え方

同種の機能を有する市民センターの整備開始に伴い、平成9年度以降は新設しておらず、今後も、その考え方に基づき運用を行っていくこととし、また、原則として市の建替え・新設は行わず、地域への移譲を基本として、あり方を見直します。

(新設基準：対象地域が1,000世帯以上、同種施設との距離が概ね500m以上など)

現在、施設の管理運営は地域住民による運営委員会が行っており、地域毎の利用状況や施設の維持管理状況等を個別に調査し、地域における今後の活用方針を確認します。

(4) 年長者いこいの家のマネジメント計画

今後、年長者いこいの家は、原則として、市の建替え、更新は行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で、地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約化などを検討します。

なお、施設の移譲や集約化などの実施にあたっては、地域コミュニティの拠点のあり方について議論した結果を踏まえ、地域住民との意見調整等に着手することとします。

(5) マネジメントの結果

市が所有する年長者いこいの家について、あり方を見直します。

(地域への移譲や市民センターへの集約化などを検討する施設（159施設）)

3-2 市民活動拠点施設(生涯学習センター、勤労青少年ホーム、男女共同参画施設等)

(1) 施設の現状

・施設の配置状況

生涯学習センター延床面積：247 百m²（10施設）

勤労青少年ホーム延床面積：41 百m²（3施設（門司・若松・八幡西））

男女共同参画施設延床面積：153 百m²（3施設（ムーブ・もじ・やはた））

※生涯学習総合センターには婦人会館を含む

また、面積には閉館済みの旧八幡西生涯学習センターの建物面積を含む

※勤労青少年ホーム、男女共同参画施設には併せて2.3千m²の体育室がある

・施設の設置目的と利用の内容、活動内容

現在の市民活動拠点施設は9地域に、16の施設が広域的に配置されており、それぞれの施設は特定の行政目的（生涯学習社会の実現、勤労青少年の福祉に関する事業の実施、男女共同参画社会の形成の推進など）を持っています。

なお、東西の生涯学習総合センター、婦人会館、男女共同参画センター及び東西の勤労婦人センターでは、施策立案、企画・調整、事業の実施などを行っています。



図3-2-1 市民活動拠点施設が配置されている地域

・利用状況

(生涯学習センター)

年間利用者数：53万人、平均稼働率：39.4%、利用者あたりコスト743円
※婦人会館を含む

(勤労青少年ホーム)

年間利用者数：10万人、平均稼働率：35.7%、利用者あたりコスト767円

(男女共同参画施設)

年間利用者数：47万人、平均稼働率：48.2%、利用者あたりコスト515円

(2) 現状の課題

それぞれの施設では行政目的に沿った事業を実施していますが、利用の多くは一般的な貸室利用（会議室、和室、調理室、音楽室、美術室など）となっていること、また、平均稼働率は5割を下回っており、部屋の使い方などを工夫する余地があることなど、必ずしも効率的とは言えない点も見受けられます。また、体育室やテニスコートを有する施設があります。

これらのうち、勤労青少年ホームは、法改正(H27.10)により、設置根拠規定が削除されたことなど、設置当初の目的が薄れています。また、生涯学習社会の実現、男女共同参画社会の形成といった取組みはより実効性が求められています。

(3) 市民活動拠点施設のマネジメントの考え方

生涯学習センター、勤労青少年ホーム、男女共同参画施設等については、これまで、特定の行政目的に対応して専用施設を設置しており、その結果、類似設備を持つ施設の重複など、必ずしも効率的とは言えない点が見受けられます。

このため、特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とすることで、効率を高め、施設の集約に繋げていくこととします。

なお、具体的な見直し方法については、例えば、既存施設に対して複数の行政目的をあわせ持つ施設として位置づけること、幅広く公共的な市民利用に供する施設として位置づけることなど、様々な取組みが想定されます。

こうしたことを踏まえ、各施設で行われている行政施策の立案や事業を継続的に実施していくための制度設計を軸に、今後2年以内を目途に、見直し内容や手順などの検討及び関係者調整を進め、誰もが利用しやすい施設とします。

また、施設の設置数については、類似施設の配置状況及び交通の利便性、活動範囲や地域性などを勘案して、集約を進めます。

・市民活動拠点施設のマネジメント計画

市民活動拠点施設については、特定目的について見直しを図り、誰もが利用しやすい施設となるよう調整を進め、出来るだけ早期に地域毎に1箇所に集約していきます。なお、廃止によって生じた跡地は、民間売却を基本として有効活用を図ります。

ア 門司地域

対象施設

門司生涯学習センター 東部勤労婦人センター(レディスもじ) 門司勤労青少年ホーム

門司区の3施設は、モデルプロジェクトで計画している門司港地域の複合施設を地域拠点施設とし、これを中心として機能集約を図ります。

門司勤労青少年ホームは、門司生涯学習センターや門司体育館等に利用を振り替えることなど、今後2年以内を目途に必要な調整を行い、その後廃止を検討します。

門司生涯学習センターは門司港地域の複合施設の整備により廃止します。廃止後については、UR都市機構の集合住宅との合築となっていることから、民間売却を含め、生活利便施設の誘致などについて検討していきます。

東部勤労婦人センターは、誰もが利用しやすい施設として見直しを図り、当分の間、存続しますが、その後、大里地域の複合施設の整備により体育室などの機能を移転し、集約します。

イ 小倉北地域

対象施設

生涯学習総合センター・婦人会館、男女共同参画センター

小倉北区の3施設は、男女共同参画センターが入居する大手町ビルを地域拠点施設として活用することとし、生涯学習総合センター及び婦人会館の機能を集約します。

現在の3施設の利用状況からみて、生涯学習総合センターと婦人会館を直ちに集約するには会議室数が不足するため、大手町ビルに入居するその他の行政機関の移転等を含め、利用調整を終えた段階で集約を行うこととします。

なお、生涯学習総合センター・婦人会館の建物は、既に耐震補強を終えており、集約移転を見越して、今後、大規模改修は行わないこととします。

ウ 小倉南地域

対象施設

小倉南生涯学習センター、小倉南生涯学習センター北方分館

小倉南生涯学習センターは、固定客席を持つホールを有し、市内に9箇所ある生涯学習センターの中で、最大の延床面積を有しています。このため地域拠点施設と位置づけ、長寿命化を図り、存続します。

建物の耐用年限が到来し、施設を更新する際には、小倉南区役所など近隣の公共施設と複合化することとし、その時点の利用実態を踏まえ、規模の見直しを行うなど、保有量の縮減を図ることとします。

一方、北方分館(239 m²)は、施設の近隣に住む利用者が集会施設として利用しており、市民センターと同様の利用実態と考えられるため、当面、存続します。

エ 若松地域

対象施設

若松生涯学習センター、若松勤労青少年ホーム、

若松生涯学習センターは、地域拠点施設として位置付け、長寿命化を図り、存続します。

若松勤労青少年ホームは、近隣の若松生涯学習センター及び若松体育館等に利用を振り替えることなど、今後2年以内を目途に必要な調整を行い、その後廃止を検討します。

オ 八幡東地域

対象施設

八幡東生涯学習センター、西部勤労婦人センター(レディスやはた)

八幡東区の2施設は、響ホールなどとの複合施設となっている八幡東生涯学習センターを地域拠点施設として位置付けて、西部勤労婦人センターの機能を集約します。

現在の両施設の利用状況からみて、全ての機能を直ちに集約するには会議室数が不足するため、八幡東生涯学習センターと複合施設に入居するその他の行政機関の移転も含め、利用調整を終えた段階で、西部勤労婦人センターの機能を集約します。

カ 八幡西地域（黒崎地域、折尾地域）

対象施設

八幡西生涯学習総合センター、折尾分館、八幡西勤労青少年ホーム

八幡西生涯学習総合センターは、黒崎地域の地域拠点施設として位置づけて、存続します。

八幡西勤労青少年ホームは、今後2年以内を目途に必要な調整を行い、その後廃止を検討します。

なお、八幡西勤労青少年ホームの建物は、折尾地域の地域拠点施設として活用することを検討し、利用調整等を行った上で、折尾総合整備事業により移転の対象となっている八幡西生涯学習総合センター折尾分館の機能の集約を図ります。

その後、建物の耐用年限が到来する時期までに、折尾地域の拠点施設のあり方について、検討していきます。

キ 戸畠地域

対象施設

戸畠生涯学習センター、（夜宮青少年センター）

戸畠地域には、戸畠生涯学習センターのほか、同様の機能を有する施設として「夜宮青少年センター」があり、また、貸会議室の機能は「ウェルとばた」にもあります。

戸畠地域の市民活動拠点施設については、これらの施設を集約する方向で検討していきます。

表 3-2-1 個別施設のマネジメント計画

(H29頃)市民活動の拠点施設は、今後2年以内を目途に必要な調整を行って、誰もが利用しやすい施設とする

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設
門司生涯学習センター		→●(H30年代前半)集約				
門司勤労青少年ホーム	→●(H30年代前半) 調整・廃止検討	●(H30年代前半)	門司港地域複合施設		更新	門司港地域複合施設
東部勤労婦人センター		↑				
男女共同参画センター		→●(H30年代後半)集約			更新	
生涯学習総合センター 婦人会館		↑耐用年限までに集約		→●(H61)耐用年限		小倉北地域 市民活動拠点施設 (大手町ビル)
小倉南生涯学習センター			↓(H47)60年目	(H67)更新●		小倉南地域 市民活動拠点施設 (小倉南生涯学習センターの建物)
小倉南生涯学習センター 北方分館		当面活用しあり方を検討		↓(H62)60年目		北方分館
若松生涯学習センター			↓(H57)60年目		更新	若松地域 市民活動拠点施設 (若松生涯学習センターの建物)
若松勤労青少年ホーム	→●調整・廃止検討					
八幡東生涯学習センター			60年目(H65)↓		更新	八幡東地域 市民活動拠点施設 (八幡東生涯学習センターの建物)
西部勤労婦人センター		↑耐用年限までに集約	●(H49)60年目			
八幡西生涯学習総合センター					更新	
八幡西生涯学習総合センター 折尾分館	→●移転	耐用年限までに地域拠点のあり方検討				折尾地域 市民活動拠点施設 (八幡西勤労青少年ホームの建物)
八幡西勤労青少年ホーム			↓(H55)60年目			
戸畠生涯学習センター 夜宮青少年センター 福祉会館(ウェルとばた)		集約の方向で検討	●(H44)60年目	→●(H59)60年目		戸畠地域 市民活動拠点施設
					更新	

(5) マネジメントの結果

今後、マネジメント計画に沿って、公共施設のマネジメントの取組みを進める場合、40年後の施設量として、延床面積は約35%削減されます。

3-3 市民会館・文化ホール

(1) 施設の現況

・施設の配置状況

市民会館・文化ホール延床面積：63 千m² [8 施設]

- ①北九州ソレイユホール、②北九州芸術劇場、③響ホール、④門司市民会館、
⑤若松市民会館、⑥八幡市民会館、⑦黒崎文化ホール(黒崎ひびしんホール)、
⑧戸畠市民会館

※ホール機能を有するその他の市の保有施設

小倉南生涯学習センター、男女共同参画センター（ムーブ）

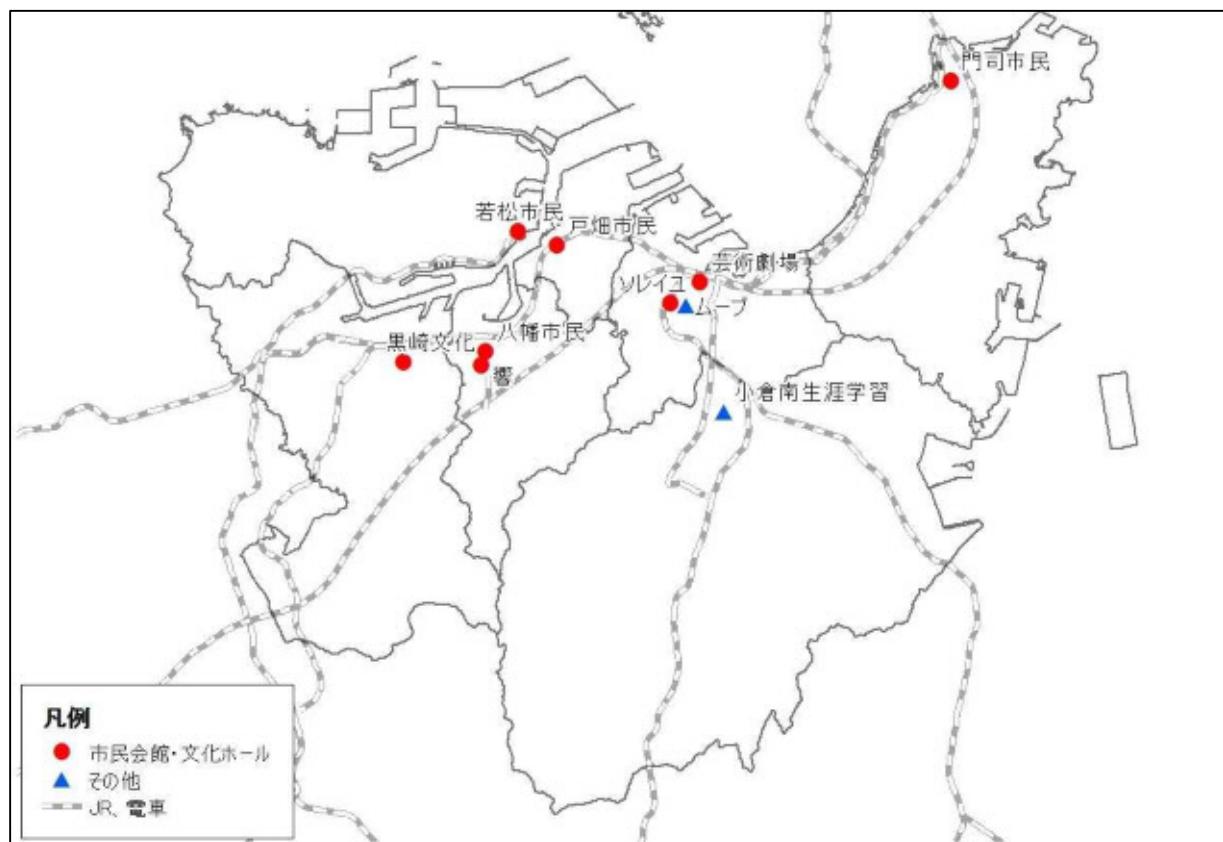


図 3-3-1 市民会館・文化ホールの配置図

・施設の設置目的と利用の内容、活動内容

市民会館・文化ホールは8箇所配置されており、文化公演など催事の利用と、市民の地域活動の場として利用されています。

これらの施設の規模は、2,000席を有する大規模なホールや300席の小規模なホールなどがあり、施設により様々です。

また、その他の市の保有施設のうち、文化公演などにも利用可能な施設として、小倉南生涯学習センター、男女共同参画センターがあり、これらを合わせると10箇所の施設が配置されています。

・利用状況

北九州ソレイユホール： 17万人（平均稼働率：37.2%）

北九州芸術劇場、響ホール： 30万人（平均稼働率：66.9%）

門司・若松・八幡・戸畠市民会館、黒崎文化ホール： 47万人（平均稼働率：56.2%）

〔 小倉南生涯学習センター（ホール）：4万人（平均稼働率：26.7%）
男女共同参画センター（ホール）：4万人（平均稼働率：34.9%） 〕

(利用者あたりコスト)

北九州ソレイユホール：160円/人

北九州芸術劇場、響ホール：3,665円/人

門司・若松・八幡・戸畠市民会館、黒崎文化ホール：843円/人

（2）現状の課題

各施設のホール稼働率は、北九州芸術劇場大ホール（73.3%）や戸畠市民会館中ホール（81.4%）など70%を超えるものがある一方、門司市民会館大ホール（39.0%）や若松市民会館大ホール（43.9%）など40%前後のものもあり利用状況は施設により異なっています。

（3）市民会館・文化ホールのマネジメントの考え方

市民会館、文化ホールは、施設規模と用途により各施設の位置付けを行います。

1000人以上の規模を有する北九州ソレイユホールと北九州芸術劇場・大ホールを全国巡回の興行などに使用する中核拠点施設として、また、北九州芸術劇場・小・中劇場及び響ホールを演劇や音楽の専用施設として中核拠点施設に位置づけます。これらの文化芸術振興の中核拠点施設は、建物の長寿命化を図り、維持・存続していきます。

その他の施設については、市民・団体の活動拠点として地域拠点施設に位置付け、施設規模に応じて地域の文化行事や個人の演奏会などに使用します。これらの施設は、耐用年限が到来した更新時期に、他の施設との複合化や多機能化を検討するほか、利用状況などを勘案して適切に規模の見直しを行います。

表 3-3-1 市民会館・文化ホール 体系図（規模と用途で整理）

<用 途>	多目的ホール（音楽、演劇、講演会など多用途に使用されることを想定したホール）	専用ホール（音楽・演劇専用での使用を想定したホール）
規 模		
1,000人以上 (全国巡回の興行や吹奏楽の大会など大規模なイベントに使用)	◎北九州ソレイユホール (2,008席) ◎北九州芸術劇場・大ホール (1,269席) 【廃止】八幡市民会館・大ホール (1,454席)	
500～800人規模 (地域のイベントや文化団体の催し物など中規模なイベントに使用)	- 黒崎文化ホール・大ホール (826席) - 戸畠市民会館・大ホール (800席) - 若松市民会館・大ホール (800席) - 門司市民会館・大ホール (800席) 【見直し】 ※小倉南生涯学習センター・大ホール (600席) ※男女共同参画センター(ムーブ)・ホール (520席)	◎北九州芸術劇場 - 中劇場 (700席・演劇) ◎響ホール (720席・音楽)
200人規模 (個人の演奏会やピアノ教室の発表会など小規模なイベントに使用)	- 黒崎文化ホール・中ホール (310席) - 戸畠市民会館・中ホール (300席) - 若松市民会館・小ホール (250席)	◎北九州芸術劇場 - 小劇場 (216席・演劇)

専用ホールは、貸館として講演会など他目的にも使用可能

<凡 例>	「◎」 中核拠点施設：全国規模で使用されるホール 「・」 地域拠点施設：市民・団体が主に使用するホール 「※」 上記、地域拠点施設に準ずるホール
-------	--

(4) 市民会館・文化ホールのマネジメント計画

門司市民会館は門司港地域の複合施設に集約し、規模を縮小します。

若松市民会館は長寿命化を行って、存続します。

なお、八幡市民会館は平成28年3月末で廃止します。

表 3-3-2 個別施設のマネジメント計画

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設
門司市民会館	→ ●(H30年代前半)集約 ↓ ●(H30年代前半)新設	門司港地域複合施設				門司港地域複合施設
北九州ソレイユホール			↓(H54)60年目			北九州ソレイユホール
北九州芸術劇場						北九州芸術劇場
響ホール			60年目(H65)↓			響ホール
若松市民会館			↓(H57)60年目			若松市民会館
八幡市民会館	●(H27年度末)廃止					その他施設で受入れ
黒崎文化ホール						黒崎文化ホール
戸畠市民会館						戸畠市民会館

(5) マネジメントの結果

今後、マネジメント計画に沿って、公共施設のマネジメントの取組みを進める場合、40年後の施設量として、延床面積は約13%削減されます。

・施設削減等の計画

【存続する施設】(6施設)

北九州芸術劇場（小倉北区） 北九州ソレイユホール（小倉北区）
響ホール（八幡東区） 黒崎文化ホール（八幡西区） 戸畠市民会館（戸畠区）
若松市民会館（若松区）

【更新の際に規模を見直し、存続する施設】(1施設)

門司市民会館（門司区）

【廃止する施設・廃止を検討する施設】(1施設)

八幡市民会館（八幡東区）

3-4 図書館

(1) 施設の現況

・施設の配置状況

図書館延床面積：271 百m² (21 施設-183 万冊蔵書)

※中央図書館、平成 29 年度に供用開始を予定している小倉南図書館を含む地区図書館(6)、分館(11)、国際友好記念図書館、視聴覚センター、旧戸畠図書館

・利用状況

年間貸出冊数：385 万冊、利用者あたりコスト 314 円/人

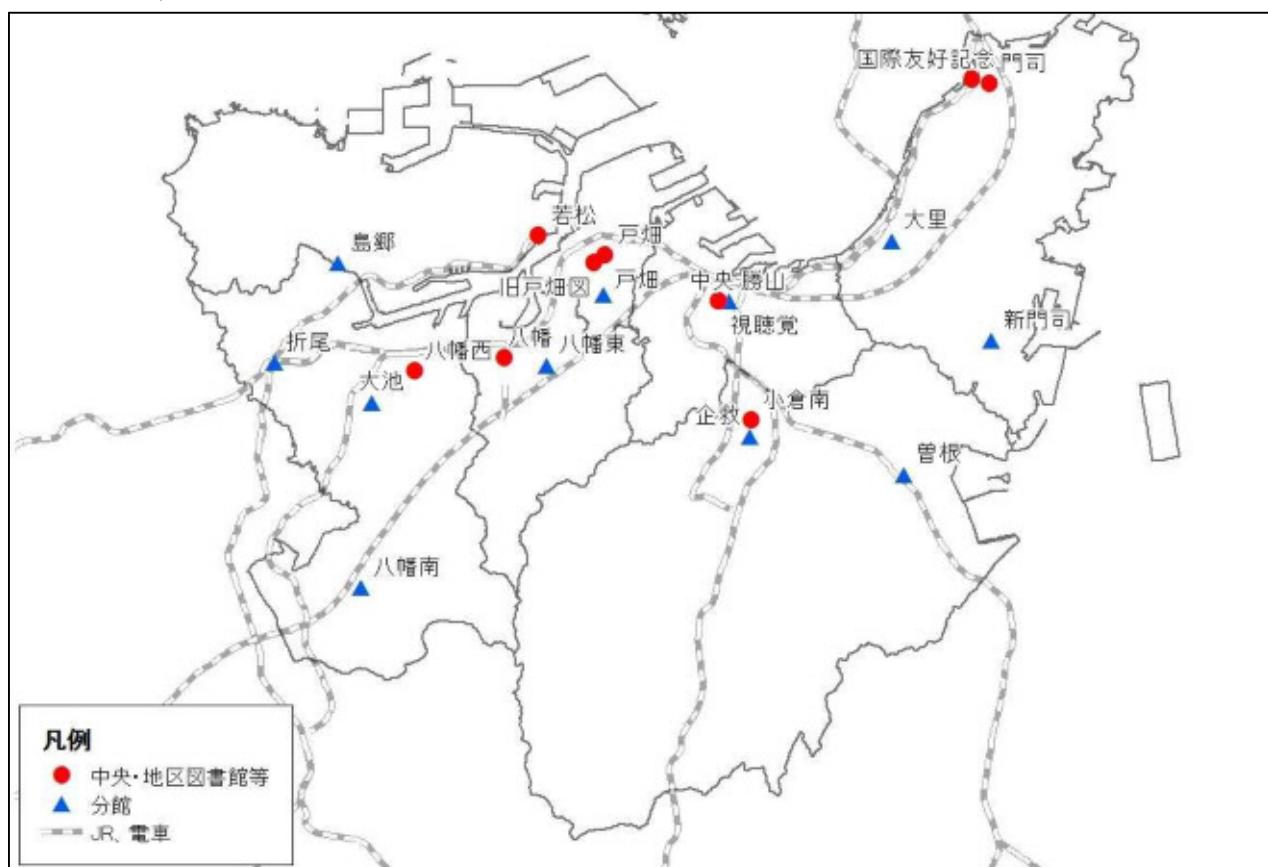


図 3-4-1 図書館の配置状況

(2) 現状の課題

本市には中央図書館と地区図書館があり、分館を合わせると 21 の図書館が設置されており、他都市と比較して、施設数が多くなっています。

※地区図書館には小倉南図書館(H29)を含む

(3) 図書館のマネジメントの考え方

中央図書館を中心拠点施設とし、地区図書館を地域拠点施設とした図書館サービス体制に移行し、分館については、大規模区役所出張所周辺の施設を存続することとし、それ以外の分館については、地区図書館等の整備状況や人口動態、利用実態等の推移

をみながら縮減していくこととします。

なお、市民に望まれる図書館サービスの充実については、現在、図書館協議会に諮問している「これから図書館サービスのあり方」についての答申などを踏まえ、検討することにしています。

更新の際には出来るだけ複合化を図り、閲覧室の適正規模確保に努めます。

(4) 図書館のマネジメント計画

門司図書館、国際友好記念図書館は門司港地域の複合施設に集約します。

また、折尾分館は区画整理事業で解体されることからJR折尾駅周辺などへの移転を検討します。

なお、企救分館は廃止し、八幡東分館、戸畠分館は廃止を検討します。

表 3-4-1 個別施設のマネジメント計画

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設
国際友好記念図書館	→●(H30年代前半)集約 					観光施設
門司図書館	→●(H30年代前半)集約  ●(H30年代前半)新設				更新	門司港地域 複合公共施設
大里分館				→		大里分館
新門司分館				→		新門司分館
中央図書館 勝山分館 視聴覚センター			↑(H46)60年目	→	更新	中央図書館 子ども図書館
小倉南図書館	●(H29年度)新設 			→	更新	小倉南図書館
企救分館	→●(H29年度)廃止					
曾根分館				→		曾根分館
若松図書館				→	更新	若松図書館
島郷分館				→		島郷分館
八幡図書館	→●(H28年度)移転			→	更新	八幡図書館
八幡東分館	→●廃止検討					

八幡西図書館				→	更新	八幡西図書館
折尾分館	→●JR折尾駅周辺などに移転					折尾分館
八幡南分館			↑(H50)60年目	→		八幡南分館
大池分館(廃止済)						
戸畠図書館				→	更新	戸畠図書館
戸畠分館	→●廃止検討					
旧戸畠図書館(廃止済)						

(5) マネジメントの結果

今後、マネジメント計画に沿って、公共施設のマネジメントの取組みを進める場合、40年後の施設量として、延床面積は約10%削減されます。

・施設の削減等の計画

【存続する施設（建物）】（15施設）

中央図書館、地区図書館（門司、小倉南、若松、八幡、八幡西、戸畠）

拠点地域に配置されている分館

新門司分館（門司区） 大里分館（門司区）

勝山分館・視聴覚センター（小倉北区）

曾根分館（小倉南区） 島郷分館（若松区） 折尾分館（八幡西区）

八幡南分館（八幡西区）

【廃止する施設・廃止を検討する施設】（6施設）

国際友好記念図書館（門司区） 企救分館（小倉南区） 八幡東分館（八幡東区）

戸畠分館（戸畠区）、（※大池分館（八幡西区） 旧戸畠図書館（戸畠区）は廃止済）

3－5 青少年施設

(1) 施設の現況

・施設の配置状況

青少年の家延床面積：184 百m²（8 施設）

青少年キャンプ場延床面積：4 百m²（6 施設）、公園キャンプ場（2 箇所）

児童文化施設延床面積：68 百m²（2 施設）

・施設の目的と利用の内容、活動内容

(青少年の家)

市内には8箇所の青少年の家があり、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他、青少年の健全な育成を図る目的で設置され、うち6箇所が宿泊設備を備える施設となっています。

宿泊設備を持たない2施設は、夜宮青少年センターとユースステーションです。

(青少年キャンプ場)

青少年キャンプ場は、野外活動を通じて自然環境下で青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とし、昭和32年の帆柱キャンプ場を皮切りに、市内6箇所で整備を進めてきました。

また、それ以外には公園キャンプ場として、帆柱自然公園内にはテントの設営が可能なキャンプ施設があり、小倉南区の平尾台自然の郷にはオートキャンプサイトを備えた宿泊施設があります。

(児童文化施設)

市内には、児童文化科学館（八幡東区）とこども文化会館（小倉北区）の2つの児童文化施設が設置されています。

市内唯一のプラネタリウムを併設する児童文化科学館は、児童文化の向上並びに科学教育の振興を目的とした公共施設です。

こども文化会館は、児童文化の普及や創作活動を促進することによって、人間性豊かな青少年を育成することを目的とし、音響設備を備えた児童劇場などを備え、他施設では提供できない鑑賞プログラム（人形劇、演劇、音楽コンサート、アニメ映画上映会）等の実施や、子育て中の親子が気軽に立ち寄ることができる独自性のある施設です。

・利用状況

(青少年の家)

年間利用者数：36万人、平均稼働率：27.5%、利用者あたりコスト886円

(青少年キャンプ場)

年間利用者数：1.4万人、平均稼働率：19.7%、利用者あたりコスト758円

(児童文化施設)

年間利用者数：16万人、平均稼働率：47.7%、利用者あたりコスト787円

(2) 現状の課題

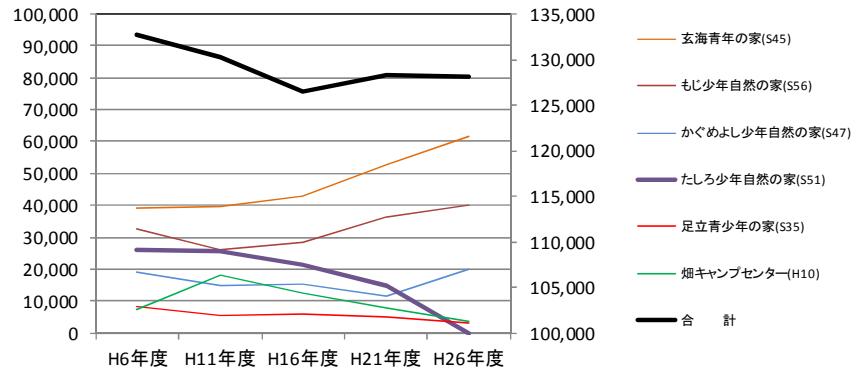
本市の青少年施設は宿泊施設を含む多様な体験型施設が市内各地に配置されており、他の大都市と比較して、保有量が多くなっています。

また、少子化の影響等社会の変化とともに青少年施設の利用者は減少しており、また、利用者の年齢層や利用形態にも変化が見られます。

(青少年の家)

宿泊設備を備える青少年の家は、主に児童生徒の集団課外活動などに利用されてきましたが、今後、児童生徒数の減少や老朽化の進行などにともなって、利用も減少することが考えられ、全ての施設を維持しながらサービスを提供し続けることは非効率であると考えます。

施設名(開設年)	定員
玄海青年の家(S45)	320
もじ少年自然の家(S56)	200
かぐめよし少年自然の家(S47)	150
たしろ少年自然の家(S51)	200
足立青少年の家(S35)	100
畠キャンプセンター(H10)	270
合 計	1,240



※畠キャンプセンターは平成8年度まで夏季限定利用であったが、平成10年7月移転工事完了し、通年利用が可能となった
※たしろ少年自然の家は、老朽化のため平成26年度から休止中

図 3-5-1 青少年の家の利用者推移

一方、宿泊設備を備えてない夜宮青少年センターは、青少年に交流と研さんの場を提供し、幅広い人間形成、学習活動の促進を図ることを目的とした施設ですが、青少年以外の利用者が4割以上となっていること、部屋別利用状況はスポーツホールと談話室の利用で7割以上を占めていることなど、当初の目的と比べて利用形態に変化が見られます。

表 3-5-1 夜宮青少年センター利用者属性別利用状況（単位：人）

	勤労青少年	小学生未満	小学生	中学生	高校・大学生	指導者	その他	計
計	10,448	3,174	9,422	2,540	10,642	4,152	27,199	67,577
%	15.5%	4.7%	13.9%	3.8%	15.7%	6.1%	40.2%	100.0%

表 3-5-2 平成 26 年度：夜宮青少年センター部屋別利用状況(単位：人)

	美術工芸室	研修室	音楽室	和室	調理室	茶室	スポーツホール	談話室	その他	計
計	1,819	5,301	2,807	4,983	1,068	1,000	23,966	25,725	908	67,577
%	2.9%	7.5%	4.2%	7.3%	1.8%	1.3%	36.0%	37.4%	1.5%	100.0%

また、ユースステーションは中学生や高校生をはじめとした若者が社会性や自立性を身に付ける場として、平成 25 年に設置しました。施設では、若者が放課後や休日に気軽に立ち寄って友達との会話や自習、パソコンを使った情報検索などを行うことができます。また、バンド演奏やダンス、卓球、簡単な料理、手芸など、若者が自分の興味・関心に合った活動をすることができます。利用者は増加傾向にあります。

(青少年キャンプ場)

青少年キャンプ場は、これまで、学校教育の一環としての利用や子供会などの利用を中心に、多くの方々にご利用いただきましたが、近年、利用者が減少するとともに、利用形態も団体によるテントを使用した宿泊から、バーベキューなど食事を楽しみ日帰りで利用する家族単位のデイキャンプに変化してきています。

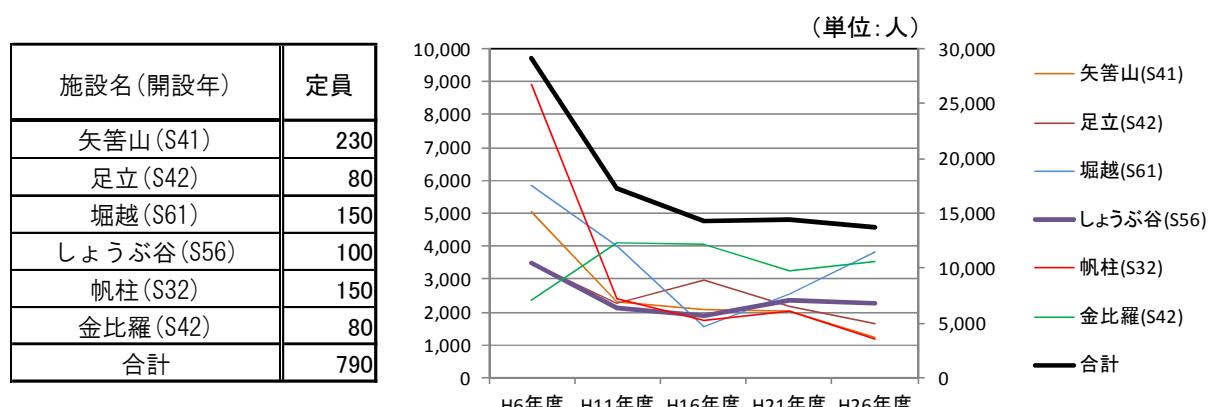


図 3-5-2 青少年キャンプ場の利用者推移

(児童文化施設)

児童文化施設の利用者数は、児童文化科学館、こども文化会館とともに少子化の進展とともにピーク時の利用者数から減少しているものの、一定の利用者を確保しています。

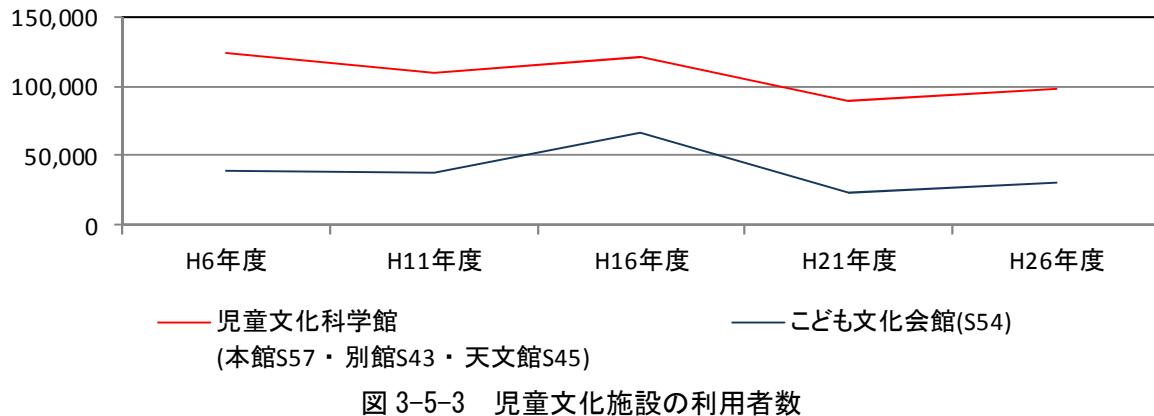


図 3-5-3 児童文化施設の利用者数

(3) 青少年施設のマネジメントの考え方

(青少年の家)

青少年の家については、利用者や配置のバランスを考え、施設の集約を図ります。

また、名称を「青少年の家」から「自然の家」に改めるなど、誰もが使いやすい社会教育施設とします。

(青少年キャンプ場)

自然と触れ合える野外での生活を体験するキャンプ本来の目的に最も相応しく、かつ、管理運営団体がしっかり組織されている施設に集約し、需要に応じたものとします。

(児童文化施設)

市内唯一のプラネタリウムを併設する児童文化科学館は、今後も運営を継続していくと考えています。しかしながら、施設・設備の老朽化が進んでいることから、地元企業の協力も含め、ものづくりの街の科学館としての館のあり方を検討していきます。

こども文化会館は、少子化の進行により利用者数が減少していますが、一定の利用者を確保していることから、施設のあり方について、利用者や関係団体等の意見を伺いながら検討していきます。

(4) 青少年施設のマネジメント計画

(青少年の家)

利用者の多い、山林の自然を楽しめる「かぐめよし少年自然の家」と、水辺の自然を楽しめる「玄海青年の家」及び「もじ少年自然の家」を当面の拠点施設として位置づけ、それぞれの宿泊機能を強化するなど必要な改修等を行ったうえで、将来的には、2施設に集約します。

また、平成10年に設置した畠キャンプセンターは、利用状況を見ながら、木造施設の耐用年数を踏まえ活用していくこととします。

夜宮青少年センターは、設置当初の役割から利用形態に変化が見られることから、当面、市民活動施設として活用を図りながら、戸畠生涯学習センター等との集約の方向で検討していきます。

ユースステーションは、若者を中心に今後も利用促進を図りつつ、施設を維持していきます。

表 3-5-3 個別施設のマネジメント計画

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設
もじ少年自然の家		→				
かぐめよし 少年自然の家		→	● 2施設に集約	→	更新	もじ少年自然の家
玄海青年の家		→				かぐめよし 少年自然の家
足立青少年の家	→ ●廃止	↑				玄海青年の家
たしろ少年自然の家	●廃止					2施設に集約 (2期)
畠キャンプセンター		→ ●廃止				
夜宮青少年センター	> ●(H44)60年目 当面誰もが利用しやすい施設として活用し、集約を検討				
ユースステーション				→	更新	ユース ステーション

(青少年キャンプ場)

矢筈山キャンプ場と帆柱キャンプ場を拠点施設と位置付け、この東西の2箇所のキャンプ場に集約します。

この2箇所のキャンプ場で、年間にすると約4万人以上の収容能力があることから、キャンプ場の総利用者（年間約1.4万人）に対応することは十分可能であるため、廃止対象とする足立キャンプ場、堀越キャンプ場、しょうぶ谷キャンプ場、金比羅キャンプ場の4施設について、施設の利用状況等を勘案しながら、バーベキューなどで利用するデイキャンプ場への転用を検討します。

表3-5-4 個別施設のマネジメント計画

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設	
矢筈山キャンプ場				→	更新	矢筈山 キャンプ場 帆柱 キャンプ場	
帆柱キャンプ場				→	更新		
足立キャンプ場	→	↑					
堀越キャンプ場	→	●	デイキャンプ場への転用を検討				
しょうぶ谷キャンプ場	→						
金比羅キャンプ場	→						

(児童文化施設)

児童文化科学館は、プラネタリウムを併設する市内唯一の施設であり、今後も継続して運営していく必要があり、館のあり方を幅広く検討していきます。

市民センターとの複合施設であるこども文化会館のあり方については、利用者や関係団体等の意見を伺いながら検討していきます。

表3-5-5 個別施設のマネジメント計画

施設名	1期 H28～H37	2期 H38～H47	3期 H48～H57	4期 H58～H67	以降	将来の施設
児童文化科学館	→ ●移転あるいは建て替えを検討			→	更新	児童文化 科学館
こども文化会館		→ ●あり方検討				

(5) マネジメントの結果

今後、マネジメント計画に沿って、公共施設のマネジメントの取組みを進める場合、40年後の施設量として、延床面積は約46%削減されます。

・施設の削減等の計画

(青少年の家)

【存続する施設】（3施設）

もじ少年自然の家（門司区）、かぐめよし少年自然の家（小倉南区）、玄海青年の家（若松区）のうち2施設
ユースステーション（八幡西区）

【廃止する施設・廃止を検討する施設】（4施設）

もじ少年自然の家（門司区）、かぐめよし少年自然の家（小倉南区）、玄海青年の家（若松区）のうち1施設
足立青少年の家（小倉北区）、
たしろ少年自然の家（休止中）（小倉南区）、畠キャンプセンター（八幡西区）

【あり方を検討する施設】（1施設）

夜宮青少年センター（戸畠区）

(青少年キャンプ場)

【存続する施設】（2施設）

矢筈山キャンプ場（門司区）、帆柱キャンプ場（八幡東区）

【廃止を検討する施設・デイキャンプ場への転用を検討する施設】（4施設）

足立キャンプ場（小倉北区）、堀越キャンプ場（小倉南区）、
しょうぶ谷キャンプ場（若松区）、金比羅キャンプ場（戸畠区）

(児童文化施設)

【存続する施設】（1施設）

児童文化科学館（八幡東区）

【あり方を検討する施設】（1施設）

こども文化会館（小倉北区）

3-6 スポーツ施設

(1) 施設の現況

・施設の配置状況

スポーツ施設は、体育館、柔剣道場、弓道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール（屋内・屋外）の8種類に分類できます。

スポーツ施設には、体育館などのようにバレーボール、バトミントン、卓球など複数の競技が利用できる施設がある一方で、柔剣道場、庭球場や野球場など個別の競技に利用される施設があるという特性があります。

大会開催のためには、必要な施設数の確保や、定められた規格や整備基準などを満足する必要があります。

表 3-6-1 スポーツ施設の状況(H26 年度)

	施設分類	施設数	延床面積 (千m ²)	年間利用者数 (万人)	利用者あたり コスト(円)
1	体育館	18	51.2	102	405
2	柔剣道場	8	8.4	14	110
3	弓道場	5	2.3	6	118
4	野球場	16	8.9	38	311
5	庭球場	15	1.6	30	195
6	陸上競技場	4	6.6	37	262
7	運動場・球技場	9	2.2	39	49
8	プール	22	10.2	50	301
合 計		97	91.4	316	—

※市民文化スポーツ局所管：94施設
〔複合施設である若松・小倉南武道場（柔剣道場及び弓道場）
2施設と計上〕

※建設局所管：5施設（ソフトボール場：4施設、屋外プール（志井ファミリープール）：1施設）

・施設の設置目的と利用の内容、活動内容

【スポーツ振興計画（平成23年9月策定）】

北九州市スポーツ振興計画では、『ライフステージに応じたスポーツ機会の創造とスポーツを通じた元気なまちづくりの推進』を基本理念に掲げ、「生涯スポーツ社会の実現」「元気なまちづくりの推進」を目指しており、スポーツ施設の整備等については、以下の施策により取り組んでいます。

- ・見るスポーツに対応した大規模施設の新築・改修
(北九州スタジアム、市民球場、総合体育館)
- ・高齢者・障害者ニーズに対応したユニバーサルデザイン化
- ・多目的利用可能な施設の整備・活用
- ・専用施設は競技人口等も考慮し必要性を検討
- ・施設の建替・新設は、既存の集積地区への統廃合

・利用状況（スポーツ振興課管理 94 施設分）

全体の利用者（専用＋個人）は、平成 26 年度で約 307 万人であり、この 10 年間で約 49 万人（約 19%）増えています。

また、個人利用者のうち 65 歳以上高齢者が、過去 10 年間で約 18 万人増えています。

(H17 年度：個人 100 万人（高齢 18 万人）⇒ H26 年度：110 万人（36 万人）)



図 3-6-1 年間利用者の推移

支出（指定管理料）1,184 百万円、収入 212 百万円となっており、収支比率は、17.9% となります。

減免額は、186 百万円（高齢者・障害者 117 百万円、共催・後援 69 百万円）で、減免がない場合、収入額は、398 百万円となり、本来の収支比率は、33.6% となります。

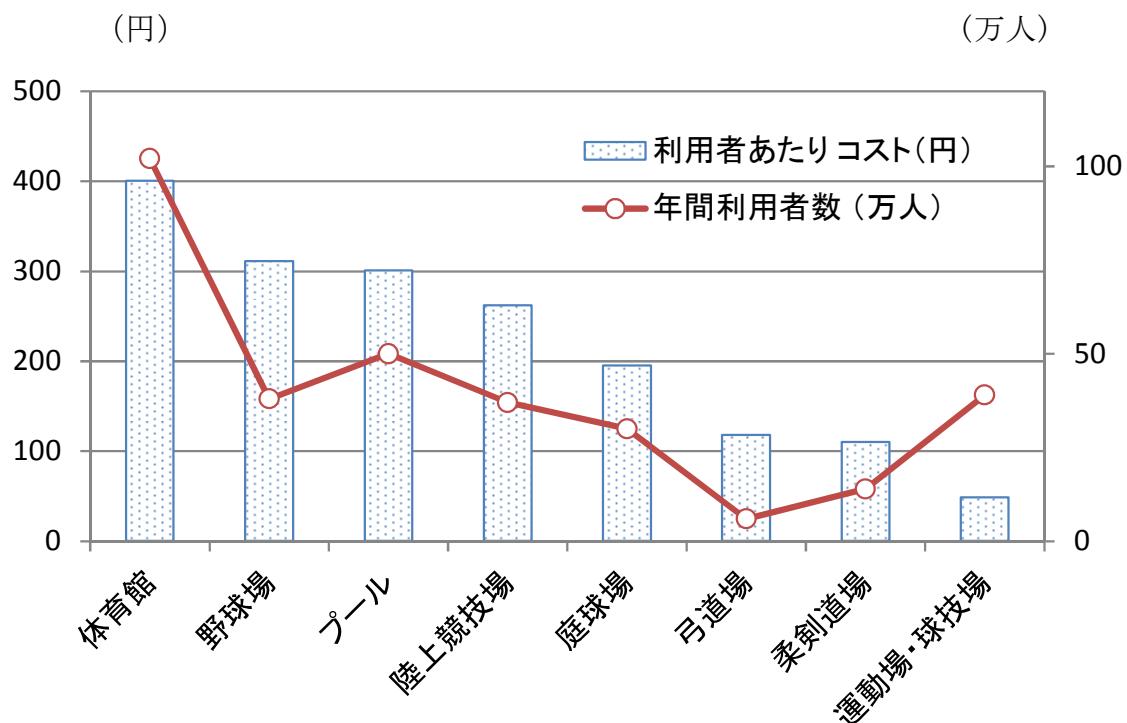


図 3-6-2 年間利用者数と利用者あたりコスト比較

(2) 現状の課題

本市のスポーツ施設は、旧五市時代から引き継がれたものを含め、早い時期から区ごとに整備してきたため、市内各所に点在し、他都市と比較して施設数が多く、老朽化も進んでいます。

施設の安全性確保や機能維持のため、必要な改修・維持は隨時行っていますが、維持管理には多大な財政負担を要することからコスト縮減に向けた取組みが必要であり、「選択と集中」の観点に基づく施設の適正配置も検討する必要があります。

一方で、気軽に利用できる公共のスポーツ施設の需要は高まっており利用者は増加傾向にあるため、できるだけサービス水準を維持しながら進める必要があります。

(3) スポーツ施設のマネジメントの考え方

スポーツ施設における公共施設マネジメントへの取組みにあたっては、

- ◆ハード・ソフトの連携、『選択と集中』による施設の集約・拠点化
- ◆サービス水準の低下を抑えつつ、維持管理費の縮減を図る
をコンセプトに進めます。

ハード面の取組みでは、各施設を特性ごとに分類し、老朽度、集積度、施設規模等に配慮しながら、適正規模となるように見直しを進めることとします。

あわせて、体育館半面利用等ソフト面での工夫も進めます。

これらの取組みを踏まえ、当面は存続させる施設、時期を捉えて見直す施設を整理し、計画を策定します。

・施設規模でのマネジメントの考え方

スポーツ施設におけるマネジメント計画の策定にあたっては、各施設を

- ① 国際・全国大会などの大規模大会を誘致可能とする拠点施設
- ② 県・市内大会などの一般競技大会施設
- ③ 日頃の練習や健康づくりの場としてのその他施設

にそれぞれ分類し、

- ・拠点施設では所要の公認・正規規格の確保
- ・一般競技大会施設では開催に必要な施設量の確保
- ・その他施設ではサービス水準を維持

などに留意し、整備後30年を超える老朽化が進んだ施設については、集積度、施設規模等に配慮しながら、時期を捉えて見直しを進めることとします。

また、新たなスポーツの需要については、競技人口なども考慮しながら必要性を検討します。

さらに、ソフト面からの取組みとして、体育館の半面利用、施設の利用時間延長、利用時間区分の見直し等による利便性向上の取組みや、電気契約の見直し、屋内公告、他所管施設との効率的な運営などによる経営改善への取組みを進めます。

国際・全国大会などの大規模大会の誘致・開催は、まちの知名度やイメージアップのほか、集客力向上等に伴う経済効果を生み、まちのにぎわいづくりや活性化につながります。このため、大規模大会を開催できる施設は存続を図ります。

一般競技大会の施設は、大会用の施設として、また、利用者の身近な施設として広く活用されることから、更新時期を迎えたものは、再配置や集約の拠点として再整備を行うなど、適正規模の確保を図ります。

日頃の練習や健康づくりの場としてのその他施設については、他施設への集約、利用の効率化や学校・民間施設の活用などにより集約等を行いつつ、サービス水準の維持を図ります。

(4) スポーツ施設のマネジメント計画

ア 体育館

大規模大会に対応する施設として、総合体育館を存続します。

また、一般競技大会に対応する施設として、9箇所の体育館(大里複合、小倉北、小倉南、曽根、若松、八幡東、的場池、折尾、戸畠D)を存続します。

戸畠体育館と西戸畠体育館は、戸畠D街区整備により廃止します。

門司体育館は、モデルプロジェクトにより計画している大里地域の複合施設整備により廃止します。

門司青少年体育館は大里柔剣道場等の既存施設の活用などを利用の受け皿とし、更新は行わないこととします。

その他の体育館(新門司、三萩野、城野、黒崎、城山、香月)は、利用調整や拠点となる体育館への集約、既存施設の活用などを図った上で、廃止を検討します。

施設の半面利用や利用時間延長、時間区分の見直しなど利便性の向上を図ります。

なお、拠点となる体育館の更新等の際は、周辺のスポーツ施設の集約の拠点として検討します。

イ 柔剣道場

一般競技大会に対応する施設として、3箇所（小倉南、若松、戸畠D）の武道場（柔剣道場）を存続します。

戸畠柔剣道場は、戸畠D街区整備により廃止します。

大里柔剣道場は、モデルプロジェクトにより計画している大里地域の複合施設整備により廃止します。

その他の柔剣道場（小倉北、八幡東、八幡西、香月）は、拠点となる体育館での多目的利用による活動スペースの確保、既存施設等の活用により廃止を検討します。

ウ 弓道場

一般競技大会に対応する施設として、他施設と複合している3箇所（小倉南、若松、戸畠D）の弓道場を存続します。

夜宮弓道場は、戸畠D街区整備により廃止します。

なお、アーチェリー場と兼用している遠的弓道場（桃園）についての方を検討します。

その他の弓道場（門司、勝山、的場池）は、更新時や体育館の再整備に合わせ廃止、集約による規模の縮小を検討します。

エ 陸上競技場

一般競技大会に対応する施設として、公認施設である2箇所（本城、鞘ヶ谷）の陸上競技場を存続します。

門司陸上競技場は、他施設へ機能移転し、廃止します。

青嵐グラウンドについては、更新等に合わせ方を検討します。

オ 球技場・運動場

大規模大会に対応する施設として北九州スタジアムを整備します。

一般競技大会が対応可能なように、複数面確保できる施設を確保します。

その他施設は、附帯設備等の廃止を行うなど、管理のあり方を検討します。

カ 野球場・ソフトボール場

プロ野球等の大規模大会に対応する施設として市民球場を存続します。

一般競技大会に対応する施設として、7箇所（門司、三萩野、若松、桃園、的場池、本城、都島）の球場を存続します。

浅生球場は、都島球場の整備により廃止します。

その他の球場（老松、萩ヶ丘、三萩野少年、大谷、高炉台、岡田、大池）については、付帯設備の廃止により維持管理費を低減するなど、管理のあり方を検討します。

キ 庭球場

一般競技大会に対応可能な施設として、三萩野や桃園の機能は確保し、コンベンション施設の活用も検討します。

戸畠庭球場と戸畠体育館庭球場は、戸畠D街区整備により廃止します。

その他の施設は日頃の練習や健康増進の観点から、配置状況や設備の老朽化等を考慮しながら廃止、集約を検討します。

ク プール（屋内・屋外）

一般競技大会に対応可能な3箇所（文化記念、桃園、戸畠D）を公認プールとして存続します。

一般利用は通年利用が可能な屋内プール（大里複合、新門司、若松、桃園、折尾、戸畠D）を基本とし、存続します。

仙水プール、西戸畠プール、岩ヶ鼻プールの屋外プールは、戸畠D街区整備により廃止します。

大里プールはモデルプロジェクトの実施により廃止します。

その他の屋外の12プール（和布刈塩水、松ヶ江、紫川河畔、朽網、小石、藤ノ元、桃園、大池、上津役、折尾、木屋瀬、沖田）は、民間プールの活用や学校教育上支障にならない範囲で、可能な限り近隣の学校施設の開放などにより、廃止を検討します。

なお、レジャーパークである志井ファミリープールについては、類似施設の状況や、採算性等を十分考慮の上、あり方を検討します。

表 3-6-2 個別施設のマネジメント計画（建物を有するスポーツ施設）

施設	H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68 以降
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ●戸畠 ●西戸畠 ↑(H28)戸畠Dに集約し廃止 ●門司青少年 	<ul style="list-style-type: none"> ◎総合体育館 ●門司 (モルフプロジェクト) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小倉南 ○小倉北 ○八幡東 ○的場池 ○折尾 ●三萩野 ●黒崎・城山・香月 ●城野 		<ul style="list-style-type: none"> ●新門司 ○若松 ○曾根 ○戸畠D (新)
柔剣道場	<ul style="list-style-type: none"> ●戸畠 ↑(H28)戸畠Dに集約し廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ●大里 (モルフプロジェクト) 	<ul style="list-style-type: none"> ●小倉北 ●八幡東 ●八幡西・香月 		<ul style="list-style-type: none"> ○小倉南 ○若松 ○戸畠D (新)
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ●夜宮 ↑(H28)戸畠Dに集約し廃止 ○桃園 	<ul style="list-style-type: none"> ●門司 	<ul style="list-style-type: none"> ●勝山 ●的場池 		<ul style="list-style-type: none"> ○戸畠D (新) ○小倉南 ○若松
野球場 ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ●浅生 ↑都島に移転し廃止 ○桃園 ◎北九州市民 □大谷 	<ul style="list-style-type: none"> ○門司 □城山 □高炉台 (ソフト) 〔□老松 □萩ヶ丘 □岡田 □大池〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○的場池 ○本城 □三萩野少年 		<ul style="list-style-type: none"> ○三萩野 ○若松 ○都島 (新)
陸上 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ●門司 ↑(H28)他施設へ機能移転し廃止 			<ul style="list-style-type: none"> ◎本城陸上競技場 ○鞆ヶ谷競技場 □青嵐グラウンド 	
球技場 運動場	□桃園		<ul style="list-style-type: none"> □若松球技場 □響南運動場 □文化記念運動場 		<ul style="list-style-type: none"> ◎北九州スマイル(新) ○新門司球技場 ○新門司運動場 ○ひびきコスモス ○本城○香月中央 ○豊岡 (新)
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ●戸畠 ○桃園 ●戸畠体育館 ↑(H28)戸畠Dに集約し廃止 ●城山・城山緑地 		<ul style="list-style-type: none"> ○三萩野 ●門司・田野浦・新門司 ↑ 集約を検討 → ○若松 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化記念・小倉南 ●吉田太陽の丘 ○香月中央 	<ul style="list-style-type: none"> ●紫川河畔 ●戸畠D (新)
プール	<ul style="list-style-type: none"> [屋内] ○桃園市民 [屋外] ●仙水 ●西戸畠 ●岩ヶ鼻 (縮小) ↑(H28)戸畠Dに集約し廃止 ●桃園市民 	<ul style="list-style-type: none"> ●大里 ●松ヶ江 ●和布刈 	<ul style="list-style-type: none"> ○新門司温水 ○折尾スポーツセンター ○文化記念 ●朽網 ●紫川河畔 ●小石・藤ノ元 ●大池・折尾・上津役・沖田 (志井ファミリープール) 		<ul style="list-style-type: none"> ○戸畠D (新) ○若松体育館 ●木屋瀬

◎ : 大規模大会に対応する施設として長寿命化を図り、存続する施設

○ : 一般大会施設として存続する施設

□ : 管理のあり方を検討する施設

● : 廃止を検討する施設

(5) マネジメントの結果

・施設削減等の計画

施設の分類や老朽度、集積度、施設規模等に留意しながら見直しを進めます。

マネジメントを進めることにより 40 年後の施設量（延床面積）は、約 14 % を削減します。

4 その他の公共施設

(1) その他の一般会計施設のマネジメントの考え方

・社会教育系施設

市民が利用する社会教育分野の施設として、博物館や美術館などがあります。また、本市には、過去の公害を克服してきた歴史や環境への取組みを学習する施設があります。こうした施設は、概ね市内に 1 箇所の配置となっていますが、今後とも機能の維持を図りつつ、必要に応じて社会情勢の変化等を考慮し、配置及び規模の見直しを行っていきます。なお、指定文化財については保存活用します。

・保健・福祉施設、子育て支援施設

障害者の授産施設など、民間事業として独立した運営が可能なものについては、条件が整い次第、民間への譲渡を進めていくこととします。また、保育所について更なる民営化を進めるなど、民間事業としても行われているものについて、官民の役割分担の見直しにより保有量を縮減します。

・観光・産業系施設

にぎわいやコンベンション誘致の拠点となる観光・産業系施設は今後も存続していきます。このうち収益性の高い施設については民間への譲渡等の可能性を検討し、保有量の縮減を図っていきます。

・行政系施設

市内には行政機能を受け持つ施設があります。このうち消防庁舎など、市民の暮らしに欠かせない施設は今後も必要な規模を維持していきます。

また、市役所庁舎などの更新にあたっては、他の市民利用施設との複合化をはじめ、民間施設の借り上げ等も検討し、できる限り保有量を縮減していきます。

なお、給食会館については、学校施設の活用により廃止します。

・上記以外の施設（駐輪場、集会施設、市民トイレなど）

これらの施設についても、利用の状況や社会環境の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて施設のあり方を見直していきます。

(2) 普通財産のマネジメントの考え方

すでに廃止した施設の建物や公用に供していない施設など、普通財産として保有しているものについて可能なものは、民間売却を基本とし、更新は行わないこととします。

(3) 特別会計、企業会計施設のマネジメントの考え方

特別会計や企業会計の施設は、会計毎の運営において、資産として適切に管理します。利用の減少している施設を積極的に廃止するなど、今後とも利用の状況や社会経済情勢などの施設を取り巻く環境に柔軟に対応しながら、必要に応じて施設のあり方を見直していきます。

(4) マネジメントの結果

今後、マネジメントの考え方方に沿って、公共施設のマネジメントの取組みを進める場合、40年後の施設量として、その他の一般会計施設と普通財産を合わせて、延床面積は約16%削減されます。

第6章 モデルプロジェクト再配置計画

【門司港地域】

1. 地域の特徴

(1) 概 要

門司港駅、桟橋通交差点を中心に商業・業務・行政の機能が集積し中心市街地が形成されています。鉄道に加え、幹線道路が整備され、路線バスも充実しており、門司区内各地からの交通利便性が高い地域となっています。

一方、門司第一船溜まり周辺を中心に門司港レトロ事業が展開され、現在では約200万人の観光客が訪れるようになりました。しかし、人口減少・高齢化、空き店舗の増加、観光客の伸び悩み等の課題もあり、地域の活性化や観光地としての魅力向上が求められています。

(2) まちづくりにかかる既定方針

門司港地域は、北九州市基本計画においては、すでにある各種の都市基盤・施設を上手に利活用しながら、新しい時代にふさわしい都市機能を補強していく「生活支援拠点」として位置づけられています。

また、都市計画マスターplan門司区構想においては、門司港レトロ地区と和布刈地区を核としながら中心市街地を広域観光拠点として位置づけ、北九州市における代表的な観光地として、街なか観光拠点の機能充実を進めていく地域と位置づけられています。

2. 公共施設の現状と課題、今後の対応方針

区役所庁舎や市民会館、図書館、生涯学習センターなど、老朽化が進み近い将来、建替えが必要となる公共施設が、中心市街地を取り巻くように、点在して立地しています。

門司市民会館は、800席の大ホールがありますが、2階客席が狭い、楽屋が地下と2階しかなく使い勝手が悪いなどの問題があり、稼働率も40%を下回っています。このため、更新に合わせて、他の施設との複合化や多機能化を検討し、適正規模へ見直しを行う必要があります。

門司勤労青少年ホームは、設置当初の目的が薄れています。

門司市民会館、門司生涯学習センター、門司勤労青少年ホームには、会議室、和室等、類似した役割を持つ部屋が複数ありますが、いずれも稼働率が低い状況です。したがって、これらを集約して稼働率を高めることにより、サービス水準を大きく低下させずに、床面積の縮減が可能です。

また、このほかにも、レトロ事業で整備された旧門司三井倶楽部、旧大阪商船、旧大連航路上屋にも複数の会議室やホールがあります。今後、具体的な計画を検討していく際には、これらの利用状況等も踏まえる必要があります。

門司区役所や門司市民会館等は、建設年次が古いため、バリアフリーに対応できていない箇所が見受けられます。

屋内スポーツ施設として、門司勤労青少年ホームの体育室、門司青少年体育館があります。

門司勤労青少年ホームの体育室については、他施設での体育館の半面利用等ソフト面での工夫や、利用調整を行うなど、サービス水準の確保を図りながら、集約を検討していきます。

門司青少年体育館は、主に柔剣道に利用されています。平日の夜間（18:00～20:00）に多く利用されていますが、終日の稼働率は10%程度となっています。

表6－1 門司港地域の市民利用施設と利用状況

部屋	項目	門司市民会館	門司生涯学習センター	門司勤労青少年ホーム	門司青少年体育館
客席固定型 フロア	部屋数	1			
	稼働率（%）	37			
平面型 ア	部屋数	1	1		
	稼働率（%）	7	40		
調理室	部屋数		1	1	
	稼働率（%）		8	4	
和室	部屋数		4	1	
	稼働率（%）		22	7	
会議室	部屋数	2	8	3	
	稼働率（%）	38	18	17	
美術工芸室	部屋数		1	1	
	稼働率（%）		22	14	
音楽室	部屋数			1	
	稼働率（%）			13	
体育館	部屋数			1	1
	稼働率（%）			88	12
出典		北九州市公共施設白書<資料編>H26.12			利用状況調査 H26.11

※門司市民会館の美術工芸室は、利用実態を踏まえて、会議室として整理した。

3. 再配置計画

地域の特徴、公共施設の実態等を踏まえ、公共施設マネジメントの「基本方針」に従い、再配置の基本的な考え方は、以下の通りとし、今後、具体化に向けて検討していきます。

門司港駅周辺に、公共施設を集約し、複合化・多機能化することで、利便性の向上及び市民サービスの効率化を図るとともに、公共施設を活かし、地域の活性化を図ります。

(1) 再配置の考え方

集約の対象は、地域内に点在する類似の設備（「ホール」、「会議室等」、「図書館」、「庁舎」）を持った門司市民会館、門司生涯学習センター、門司勤労青少年ホーム、門司図書館、国際友好記念図書館、門司区役所庁舎、港湾空港局庁舎とします。

複合化や多機能化により対象施設をひとつの建物に集約し、複合公共施設として、共用部分（玄関、階段、トイレ等）の削減など、全体面積の縮減、並びに、整備・維持管理・運営に要する費用の節減を図ります。

「ホール」は、舞台設備等を備えた文化ホール仕様としますが、座席を可動式にすることで、会議、文化活動、スポーツ等、多目的に使えるよう多機能化を図り、稼働率を高めます。

「会議室等」は、各施設で重複していることから、利用実態を踏まえて、必要な規模・部屋数を確保します。

「庁舎」は、庁舎機能の集約により、会議室の共用利用や共用部分の面積の縮減を図ります。

複合公共施設には、利用形態に対応した有料駐車場を備えることとします。また、来館者へのサービス向上、地域の賑わいづくり、公共施設の整備・維持管理コストの負担軽減といった観点から、飲食や物販等の商業機能の導入について検討します。

なお、門司青少年体育館は、大里柔剣道場等の既存施設の活用などを利用の受け皿とし、更新を行わないこととします。

また、門司勤労青少年ホームの体育室は、門司体育館等に利用の振り替えは可能と考えられます。

門司港地域の集約対象施設の面積変化を表6-2に、複合公共施設のイメージを図6-1に示します。

表 6－2 公共施設の集約化の対象施設と延床面積変化

現況施設	現 状	将来計画	主な理由
市民利用施設	8,500 m ²		
門司市民会館	3,700 m ²		・会議室等の規模・数を利用実態に合わせることにより面積を縮減
門司生涯学習センター	3,000 m ²		・「ホール」の多機能化により、面積を縮減
門司勤労青少年ホーム	1,800 m ²		
図書館	1,800 m ²		・閲覧室を拡充
門司図書館	1,000 m ²	1,600 m ²	・施設の集約化、同一フロアへの集約により、共有部分を縮減
国際友好記念図書館	800 m ²		
門司区役所庁舎	7,100 m ²	6,800 m ²	・区役所機能の集約により共用部分の面積を縮減
港湾空港局庁舎	3,500 m ²	2,000 m ²	・会議室の共用利用により縮減
計	20,900 m ²	14,000 m ²	

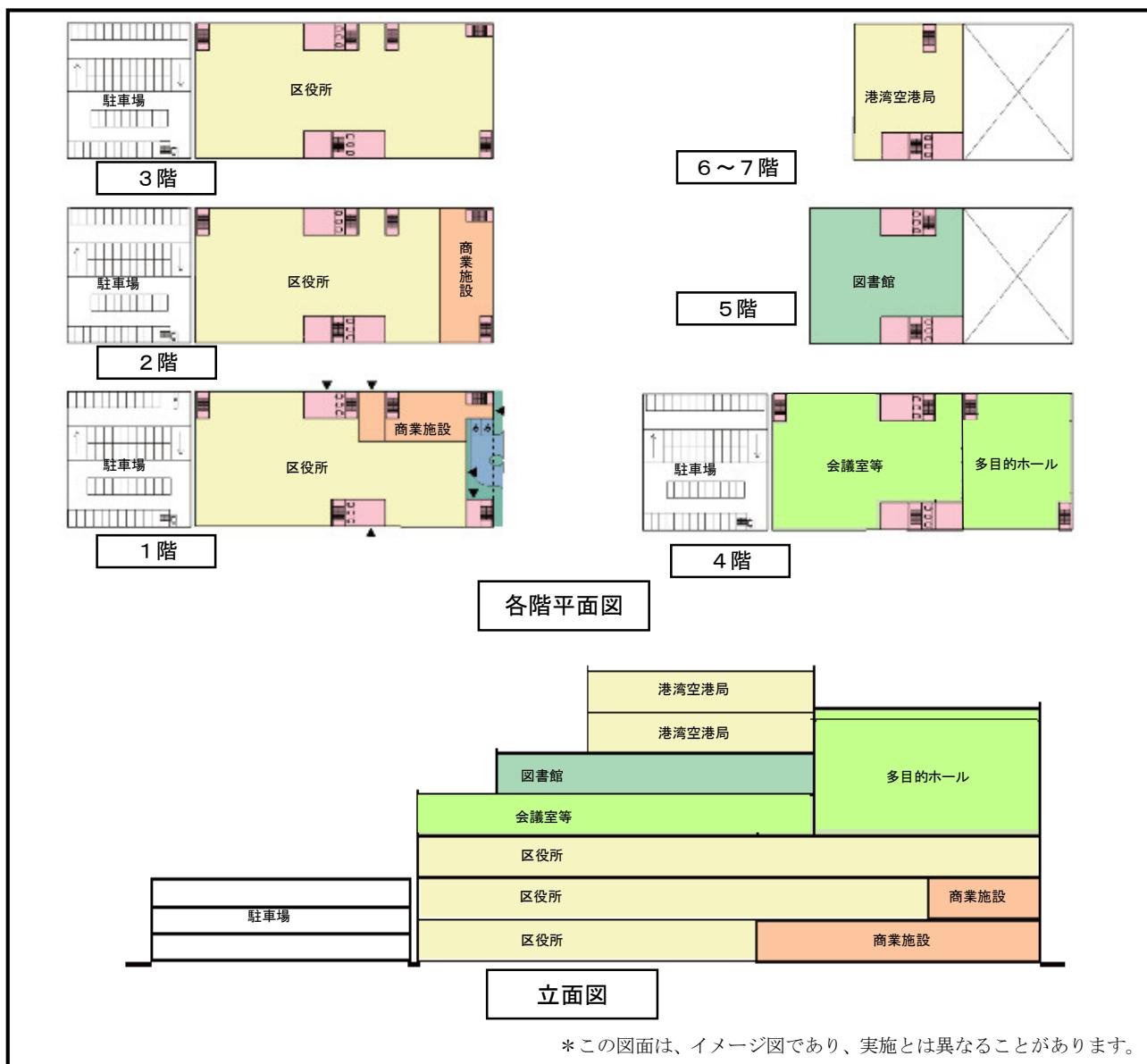


図 6－1 複合公共施設のイメージ

(2) 再配置の場所

再配置の場所は、商業・業務機能が集積し、交通利便性が高い門司港駅周辺とします。

公共施設には、多くの人々が訪れる事から、周辺の中心市街地やレトロ地区の賑わいの創出も期待できます。

集約後の施設規模（計画延床面積の合計値）は、駐車場を含めると全体で概ね 20,000 m²程度の規模になると想定されます。これを整備するためには、少なくとも 4,000 m²の敷地が必要となります。

整備可能な用地としては、門司港駅周辺において、一定の敷地面積を確保できる 2箇所（下図参照）が考えられます。

今後、これらの用地を候補地として関係者との調整を進め、集約先を検討・選定していくこととします。また、集約先の選定に合わせて、具体的な施設整備の計画づくりを進めます。

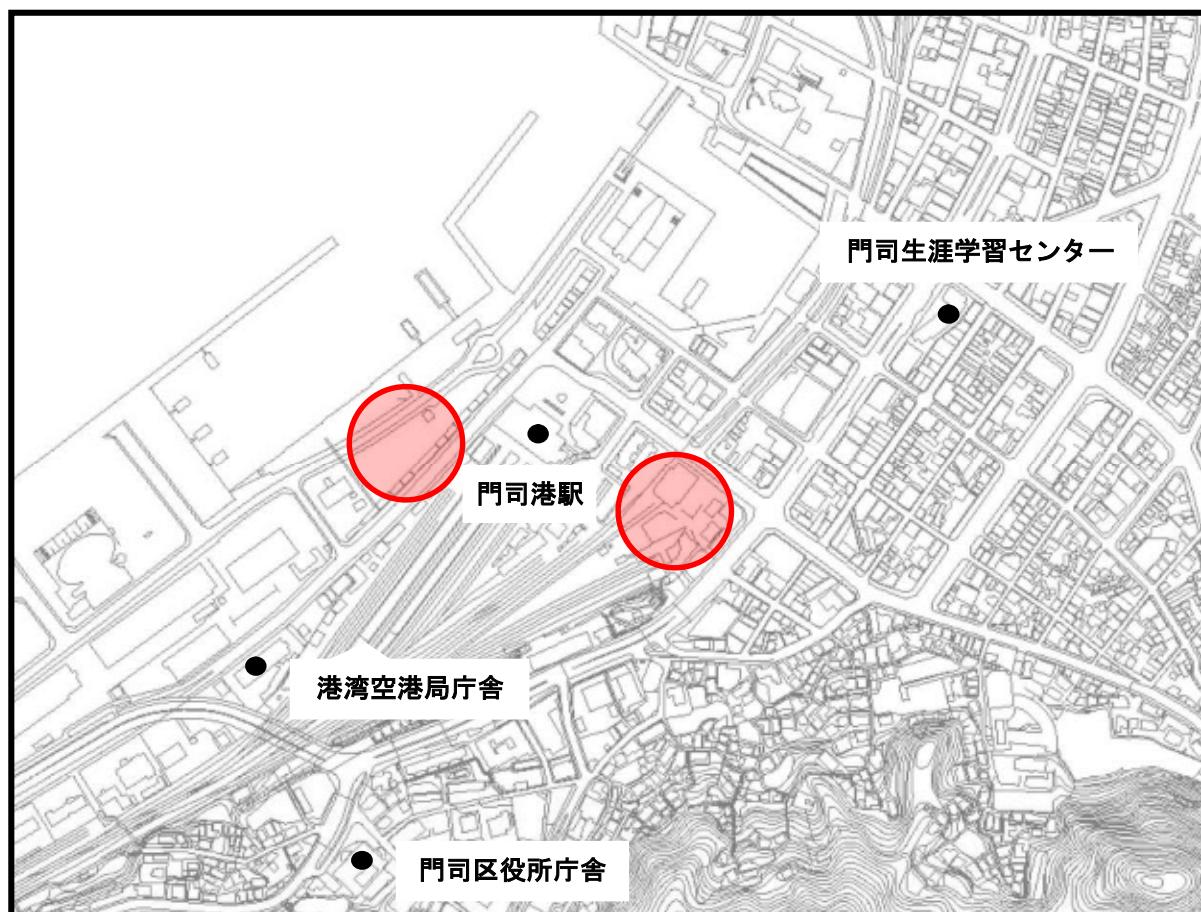


図 6－2 複合公共施設の候補地

(3) 再配置対象施設の跡利用

単独で立地している門司市民会館、門司勤労青少年ホーム等については、用途廃止後、解体・撤去を行い、その跡地は民間へ売却することを基本として、周辺の土地利用に適合した利用に転換します。

UR都市機構が所有・管理する共同住宅との合築となっている門司生涯学習センターと門司区役所別館については、同機構とともに、地域の生活利便性の向上、地域の活性化に資するような利用への転換を図ります。

国の登録有形文化財である門司区役所庁舎、大連市との友好都市締結の記念として整備された国際友好記念図書館の建物については、民間活力の導入を視野に、その外観や歴史性、眺望を活かし、門司港レトロ地区の活性化に資するような利活用に向けて検討していきます。

(4) 再配置のスケジュール

今後、施設利用者との調整、集約先の検討・選定等が必要になりますが、以下のようなスケジュールを基本に進めます。

	平成 年度					
	28	29	30	31	32	33
集約化に向けた利用者調整						
集約先の検討・選定 (地権者との交渉・調整)						
複合公共施設の整備						

表 6－3 門司港地域の再配置のスケジュール

(5) モデルプロジェクトの効果

施設の整備・更新にかかる費用については、上記のような公共施設の再配置を行い、床面積の縮減が図られることから、当初の建設費の縮減が可能となります。

現在の施設をそのままの規模で個別に建替えるよりも、概ね 15 億円の負担軽減が見込まれます。

このほか、複数施設の一体的な管理に伴う、運営費用の縮減効果も期待できます。

【大里地域】

1. 地域の特徴

(1) 概 要

門司駅の南側に商業・業務機能を中心とした中心市街地が形成され、その周辺には住宅街が広がっています。鉄道に加え、幹線道路が整備され、路線バスも充実しております、門司区内の南部や小倉方面との交通利便性が高い地域となっています。

通勤・通学、買い物が便利であり、住宅地としてのポテンシャルが高い地域と言えます。

(2) まちづくりにかかる既定方針

大里地域は、北九州市基本計画においては、すでにある各種の都市基盤・施設を上手に利活用しながら、新しい時代にふさわしい都市機能を補強していく「生活支援拠点」として位置づけられています。

また、都市計画マスターplan門司区構想においては、門司駅周辺を地域拠点として位置付け、区の誰もが利用しやすい生活支援機能、文化・交流機能などの充実や、区外から多くの人が訪れて楽しむことができる魅力的な賑わい空間の形成を図っていく地域と位置づけられています。

2. 公共施設の現状と課題、今後の対応方針

廃止後 10 年以上経過した旧門司競輪場があり、観覧席等の劣化が進み、有効利用がなされていないことから、周辺地域から早期の解体や跡地の活用が望まれています。旧門司競輪場を解体・撤去し、旧競輪場内の門司陸上競技場を廃止することで、約 4 ha の活用可能な用地が生み出されます。

旧門司競輪場の周辺には、門司区役所大里出張所や東部勤労婦人センター、門司体育館などのスポーツ施設など、公共施設が点在しています。

門司区役所大里出張所は、幹線道路に面して立地しています。

東部勤労婦人センターには、会議室、調理室、音楽室、和室等の部屋があります。このうち、調理室と音楽室の音楽を目的とした利用の頻度は低くなっています。

スポーツ施設として、門司体育館、大里柔剣道場、東部勤労婦人センターの体育室があります。このうち、門司体育館と東部勤労婦人センターの体育室については、体育館の半面利用等ソフト面での工夫や、利用調整を行うなど、サービス水準の確保を図りながら、集約を検討していきます。

大里柔剣道場には、柔道場、剣道場がありますが、稼働率は 20% 程度であり、夕方のみ利用されていることから、多目的に利用することで、効率性が高まります。

なお、大里地域の公共施設は、門司港地域に比べると新しいものが多く、更新時期は 10 数年後と見込まれます。

表 6－3 大里地域の主な市民利用施設と利用状況

部 屋	項 目	門司体育館	大里柔剣道場	東部勤労婦人センター
調理室	部屋数			1
	稼働率 (%)			17
和室	部屋数			1
	稼働率 (%)			44
会議室	部屋数	1		2
	稼働率 (%)	89		44
音楽室	部屋数			1
	稼働率 (%)			44
体育館	部屋数	1	2	1
	稼働率 (%)	89	17	74
出 典	利用状況調査 H26.11			北九州市公共施設白書<資料編>H26.12

3. 再配置計画

地域の特徴、公共施設の実態等を踏まえ、公共施設マネジメントの「基本方針」に従い、再配置の基本的な考え方は、以下の通りとし、今後、具体化に向けて検討していきます。

旧門司競輪場の跡地に、公共施設を集約し、複合化・多機能化することで、市民サービスの効率化及び公共施設に係るコスト縮減を図るとともに、魅力的な公園や居住空間の創出を図ります。

(1) 再配置の考え方

大里地域のスポーツ施設を集約する「複合公共施設」を整備する用地として、旧門司競輪場の跡地の西側を「スポーツ施設ゾーン」と位置付けます。

旧門司競輪場の跡地のうち「スポーツ施設ゾーン」として利用しない東側は、高い生活利便性を踏まえ、住宅地（「居住ゾーン」）として活用を図ります。なお、住宅地の整備は、民間事業を基本とします。

「スポーツ施設ゾーン」として利用しない南側の用地については、広い平面空間を持った公園・広場ゾーンとして整備します。

このような土地利用の考え方に基づき、門司陸上競技場は、その役割を他の陸上競技場（鞘ヶ谷、本城）に移し、廃止します。旧門司競輪場（観覧席・バンク等）は、平成28年度から解体に着手します。

「複合公共施設」の整備については、門司体育館、大里柔剣道場、大里プール、東部勤労婦人センターの体育室など、大里地域のスポーツ施設の機能の集約を図ります。なお、大里柔剣道場は、「日頃の練習や健康づくりの場としてのその他の施設」に分類されることから、小アリーナでの多目的利用で対応します。

複数のスポーツ施設を集約することで、受付の一元化、多機能化、体育室の分割利用等により、床面積の縮減、整備・維持・管理に要する費用の節減を図ります。また、複合公共施設には、利用状況に対応した有料駐車場を設けます。

ただし、公共施設の集約は、スポーツ施設の更新時期が到来した時点とし、それまでの間、スポーツ施設ゾーンは、市民が利用できる広場として暫定的に活用します。

なお、門司区役所大里出張所は、建物の更新時期が到来した時点で、より交通の利便性の高い門司駅周辺への移転を検討します。

大里地域の集約対象施設の面積変化を表6-4に、複合公共施設のイメージを図6-4に示します。また、競輪場跡地の土地利用ゾーニングを図6-5に、土地利用のイメージを図6-6に示します。

表6-4 公共施設の集約化の対象施設と延床面積の変化

現況施設	現状	再配置計画	主な理由
市民利用施設	5,800 m ²	4,600 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・体育室は、必要な広さを確保し、一体化を図ることにより縮減 ・柔剣道場は、多目的利用により縮減 ・勤労婦人センターは、スポーツ施設との複合化、調理室・音楽室は門司港地域での対応により縮減
門司体育館	2,500 m ²		
大里柔剣道場	1,200 m ²		
東部勤労婦人センター	2,000 m ²		
大里プール	200 m ²	2,500 m ²	・屋内プールとして整備するため増
計	5,900 m ²	7,100 m ²	

※端数整理のため合計は合わない。

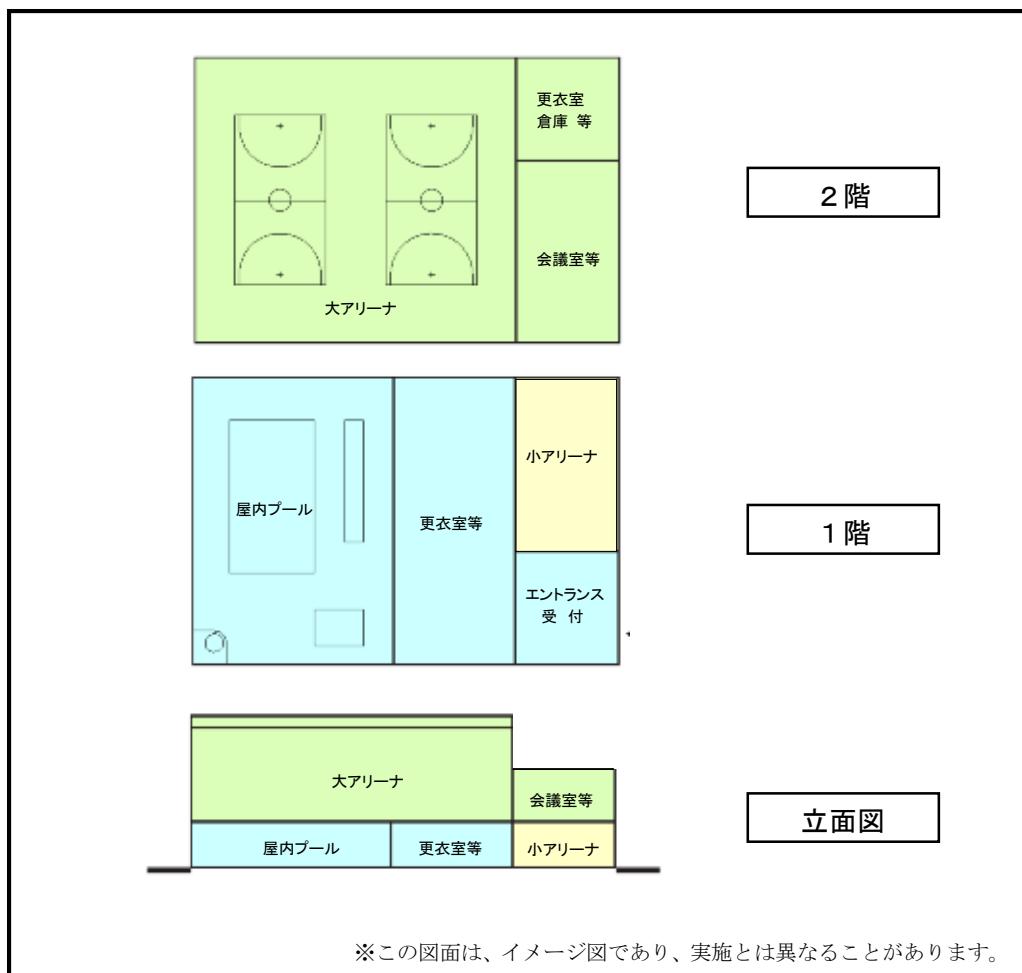


図6-4 複合公共施設のイメージ

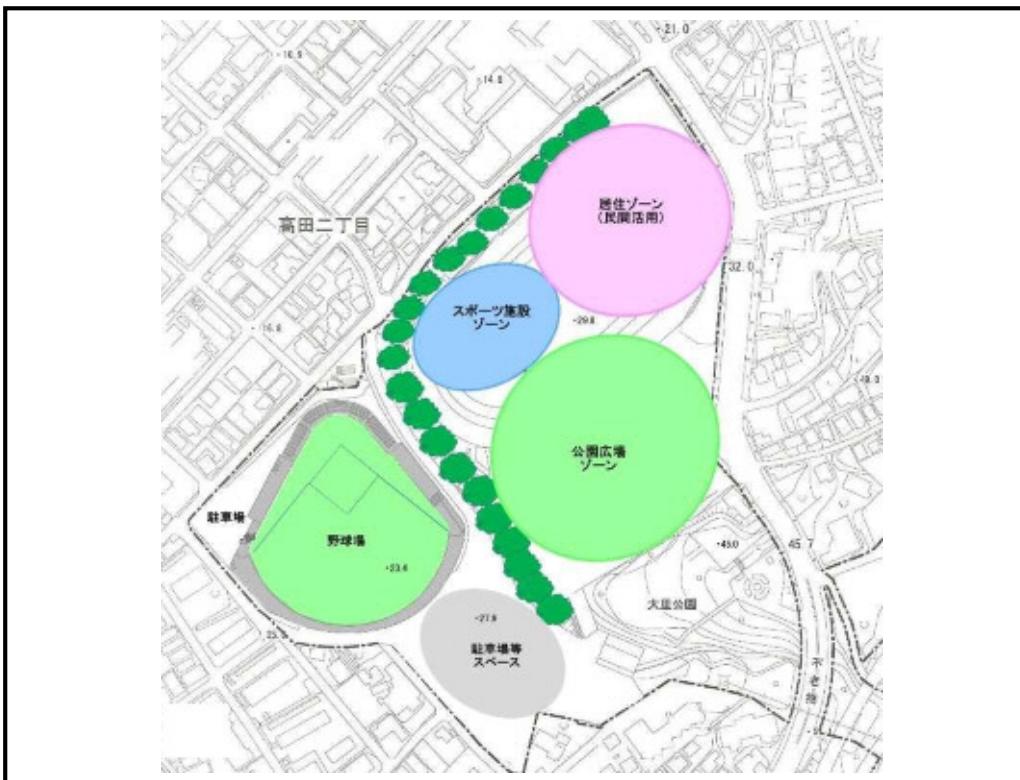


図 6－5 競輪場跡地の土地利用ゾーニング

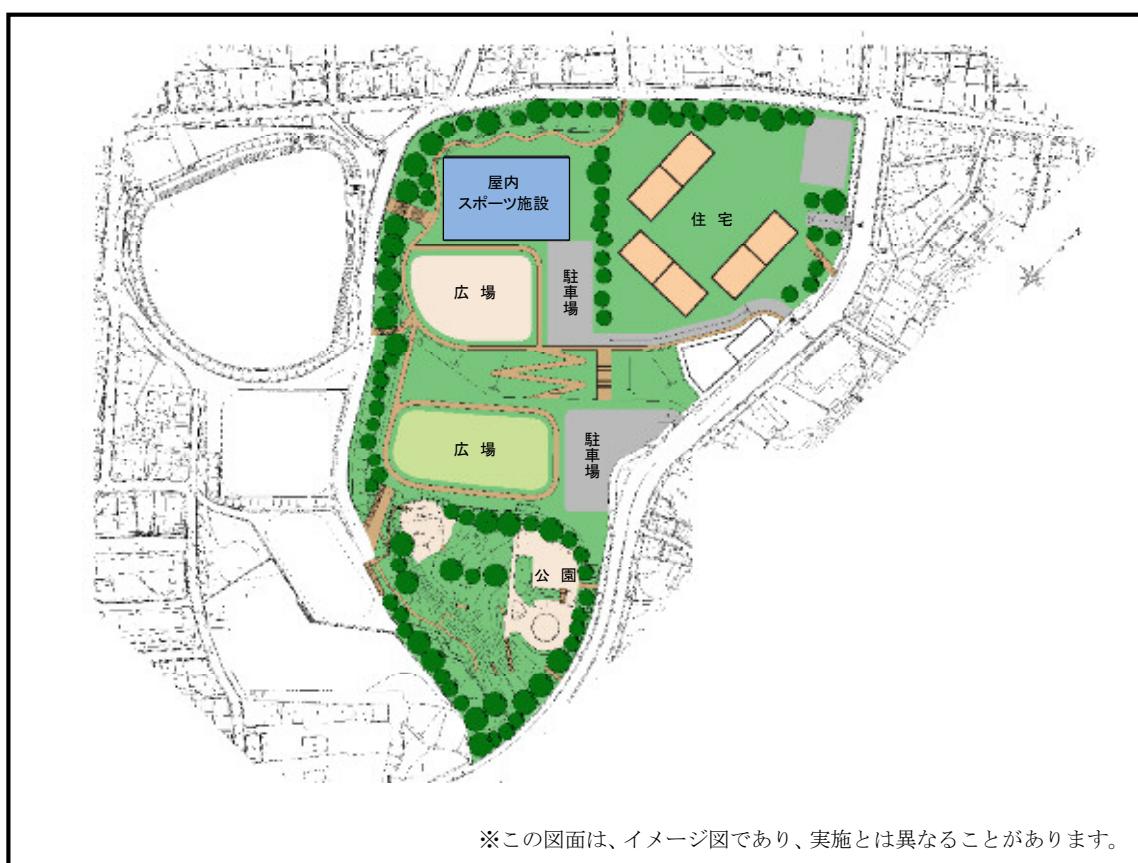


図 6－6 競輪場跡地の土地利用のイメージ

(2) 再配置対象施設の跡利用

門司体育館、東部勤労婦人センター、門司区役所大里出張所については、用途廃止後、解体・撤去を行い、その跡地は民間へ売却することを基本として、周辺の土地利用に適合した利用に転換します。

公園内に立地している柔剣道場、プールについては、撤去・解体後、公園や野球場、複合公共施設の駐車場等として利用します。

(3) 再配置のスケジュール

今後、実施に向けた具体的な計画についての検討が必要となります。以下のようなスケジュールを基本に進めます。

施 設	項 目	平成 年度		
		28	29	30 年代
既存施設	門司港地域のニーズ 受入れ体制の整備			
競輪場跡地	陸上競技場機能移転			
	競輪場の解体・撤去			
	基本計画策定			
	公園利用			
	住宅の計画・整備			
スポーツ 施設ゾーン	広場として暫定利用			
	集約・再配置の検討			
	集約・再配置の実施			

表 6－5 大里地域の再配置のスケジュール

(4) モデルプロジェクトの効果

施設の整備・更新にかかる費用については、上記のような公共施設の再配置を行い、床面積の縮減が図られることから、当初の建設費の縮減が可能となります。

現在の施設をそのままの規模で個別に建替えるよりも、概ね3億円の負担軽減が見込まれます。

このほか、複数施設の一体的な管理に伴う、運営費用の縮減効果も期待できます。

第7章 施設保有量削減及び財政負担軽減の見通し

1. 40年後の施設量の見通し

この実行計画では、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直し等、様々な取組みを進めることで、40年後の施設量は約24.2%削減される見込みとなりました。

表 7-1-1 40年後の施設量（見通し）

施設分野名	現在の施設量 (H27.3末)	40年後の施設量	削減率
市営住宅	2,083千m ²	1,437千m ²	31.0%
学校施設	1,372千m ²	1,062千m ²	22.6%
市民利用施設	地域コミュニティ施設	100千m ²	92千m ²
	市民活動拠点施設	44千m ²	29千m ²
	市民会館・文化ホール	63千m ²	55千m ²
	図書館（小倉南図書館含む）	27千m ²	25千m ²
	青少年施設	26千m ²	14千m ²
	スポーツ施設	91千m ²	79千m ²
	その他	624千m ²	526千m ²
計	975千m ²	820千m ²	15.9%
その他の行政施設	208千m ²	196千m ²	5.7%
全体	4,638千m ²	3,516千m ²	24.2%

2. 財政負担軽減の見通し

現在の公共施設を全て保有し続けた場合、今後 40 年間での更新費や改修費に必要な費用について、総務省モデルをベースに試算したところ、年平均で約 301 億円という結果でした。

一方、近年、本市の公共施設の更新や改修工事に要している経費は、年平均で約 180 億円となっており、将来的な必要額とは大きくかい離しています。

(億円)

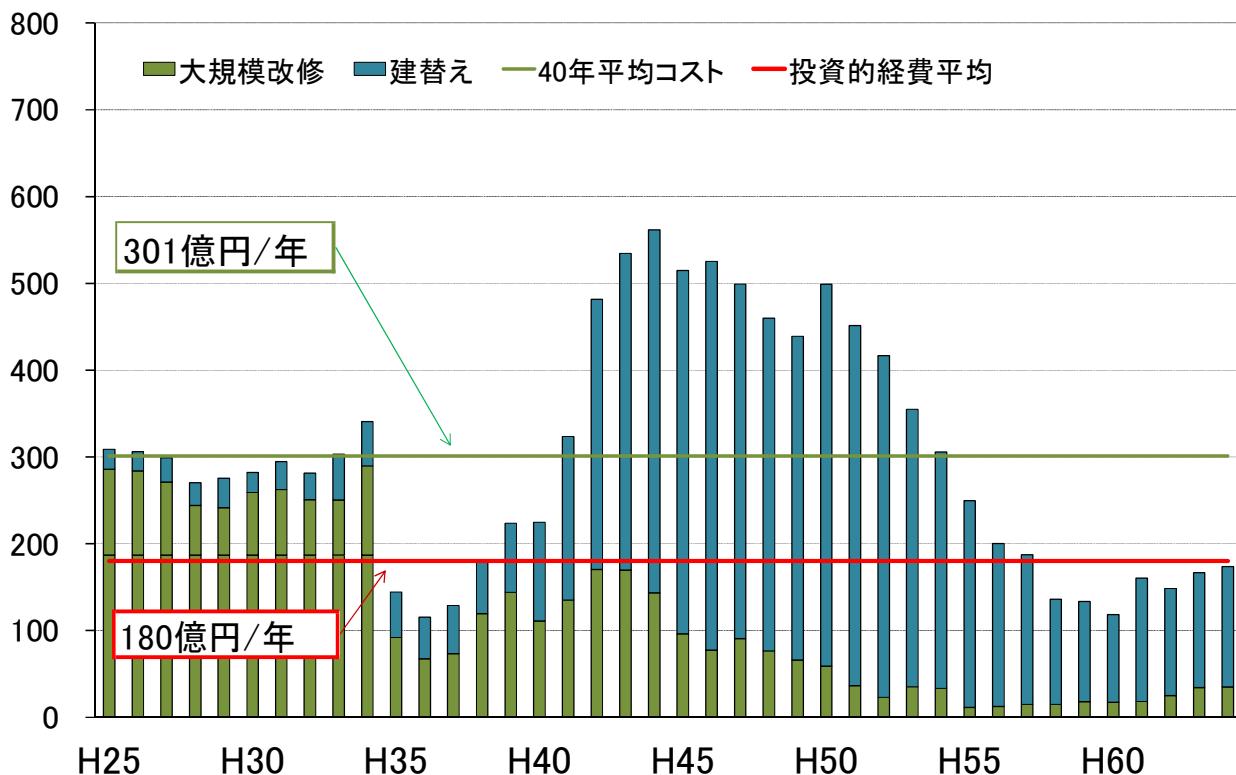
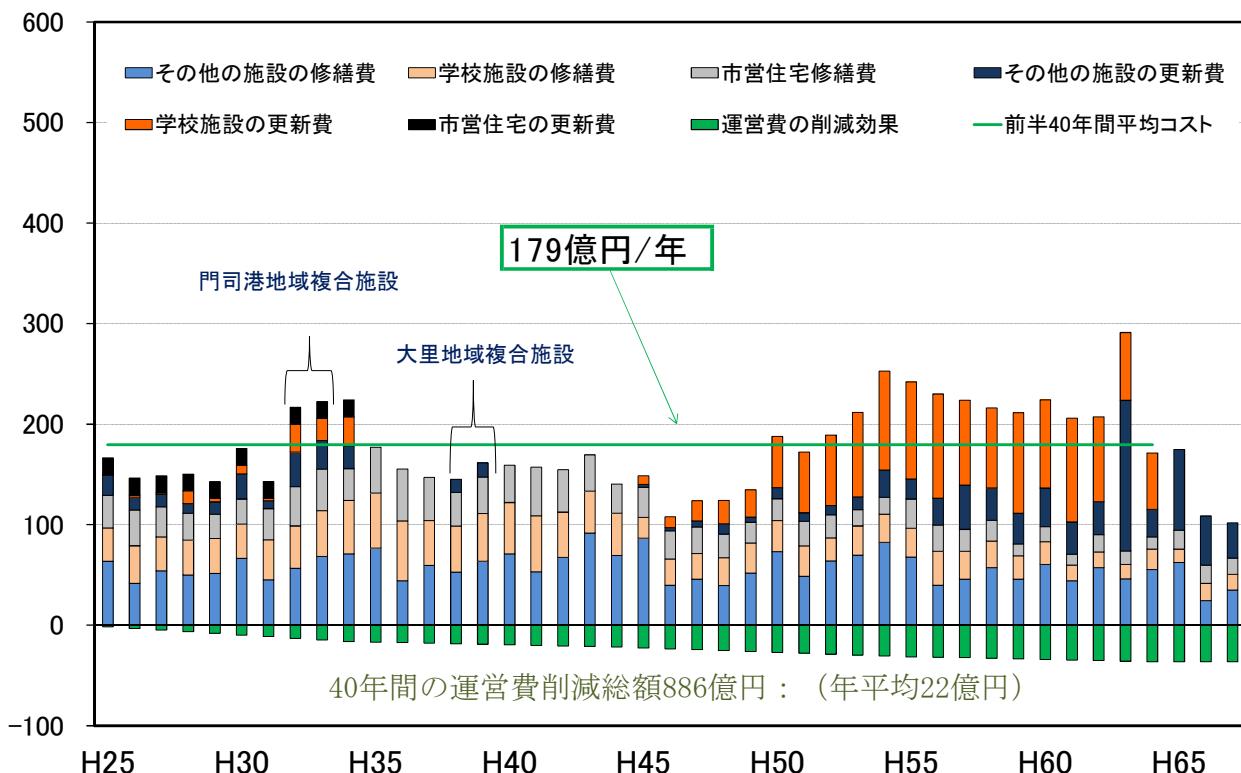


図 7-2-1 総務省モデルによる事業費の試算（大綱策定時）

この実行計画では、まず、建物の長寿命化に取り組むことでライフサイクルコストの縮減を図り、同時に、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直しなどによって施設量を削減することで、更新費用や改修費用の削減を図りました。

その結果、今後 40 年間に必要と見込まれる更新・改修費用の試算は、年平均で約 179 億円となりました。なお、今回の実行計画の中で廃止を検討する施設については、廃止したものとして試算しています。また、平成 50 年頃以降、市営住宅での民間住宅の活用に要する経費が見込まれますが、今回の試算では計上しておりません。その結果を次頁に示します。

(億円)



（長寿命化の考え方）

- ①築 50 年を超える（1962 以前）建物は、耐用年数を 60 年
- ②築 30 年～50 年（1962～1982）未満の建物は、耐用年数を 70 年
- ③築 0 年～30 年（1982～2012）未満の建物は、耐用年数を 80 年

②のうち 1000 m²以上の行政庁舎を 80 年まで使用
本庁舎、総合体育館、美術館、第二庁舎、アルモニーサンクなど

図 7-2-2 公共施設マネジメントによる公共事業費の推計

また、公共施設を存続するためには、ハードの更新や改修費用だけでなく運営費用も必要であり、施設を廃止することは、運営に要する費用を将来にわたって削減することにはかなりません。

そこで、この実行計画に取組むことで、今後 40 年間の運営費の削減効果額について試算したところ、その削減効果額は総額で約 886 億円となりました。

このように、今後 40 年間での建物の更新や改修に要する費用については、マネジメントに着実に取り組むことで、概ね現水準での財政規模相当まで軽減されるという見通しとなりました。

第8章 今後の課題

1. マネジメントを進めるにあたっての検討課題

(1) 短期的な課題

・施設の長寿命化

公共施設のマネジメントの取組みは、既存施設の長寿命化により、建物のライフサイクルコストの縮減を行うことが前提となります。より効果的に長寿命化に取組むためには、個々の建物の老朽化や損傷の度合いなど、現状を把握した上で、施設毎の中長期保全計画を作成し、適切な予防保全を進める必要があります。その上で、個々の施設の劣化状況による工事の優先順位や時期の変更等による経費節減を調整する市全体の長寿命化計画を策定する必要があります。

・利用の効率化

施設の廃止や集約を進めるにあたっては、施設を無駄なく利用し、効率化を図ることが重要です。そのため、市民活動施設の貸室部分について誰もが利用しやすいものとすることや施設横断的な総合利用申請システムの構築、体育館の半面利用や利用時間区分の見直しなど、あらゆる施設で利用効率向上の方策を具体的に進めていく必要があります。

・利用料金や減免制度の見直し

利用の適正化を図るため、施設利用にかかる受益と負担のあり方の視点から、利用料金や減免制度を見直すことについては、早急に検討に着手する必要があります。

(2) 長期的な課題

・支出の平準化

今後40年間の公共施設の更新や改修に必要となる費用の総額については、概ねの見通しは立ちましたが、平成50年頃からは建替えに関する費用のピークを迎えることになり、予算の規模を超える費用が必要となります。

このため、市全体の長寿命化計画により、更新時期の前倒しや先送りなどを適切にコントロールし、加えて、道路や公園、港湾施設などの社会インフラの維持管理に要する費用との調整も図りながら、市全体での公共施設マネジメントを進めていく必要があります。

なお、今回、計画期間を40年間として検討しましたが、長寿命化により建替え時期を延伸したことで、更にその先へも影響を与えます。このため、計画期間外の改修・更新費用も確認しておく必要があると考え、超長期の試算も行っています。

(試算結果は参考資料参照。)

・運営費の削減効果

施設を廃止することで得られる運営費の削減効果は、廃止を早期に行うことにより大きな効果となることから、廃止可能な施設については、利用の効率化や利用調整に積極的に取組み、できるだけ廃止の時期を前倒しするよう検討していく必要があると考えます。

・資産の有効活用

施設の廃止や集約により生じた余剰資産や普通財産は、一元的に管理し、まちづくりの視点から有効活用を図ります。

資産の活用については、地域の活性化に寄与するよう適切な条件を設定しつつ、民間への売却を基本として、積極的に資産運用を図ることとします。

あわせて、外郭団体等への施設譲渡についても可能性の検討を進めます。

2. 計画推進にあたっての留意点

(1) 情報公開と市民の理解

この実行計画は、今後の財政負担を着実に軽減することを目的に、公共施設のマネジメントを適切に推進していくために作成したものです。

マネジメントを進めるにあたって、個別施設の廃止・集約や複合化、多機能化などに取り組む際には、サービス水準を極力低下させないよう配慮するとともに、広く市民の方々に情報を公開し、施設利用者をはじめ市民の方々との対話の中でご意見をいただきながら、調整を図り、市民の理解を得ながら、丁寧に進めていくこととします。

なお、計画を策定する上で作成した公共施設白書については、随時データ更新を行い施設の利用状況や収支の状況等、市民にわかりやすく情報公開していきます。

(2) 行動計画の策定と計画の見直し

実行計画の着実な推進には、計画の進捗状況を的確に把握し、評価を行いながら取組みを進めていく必要があります。このため「5ヶ年行動計画」を策定するなど、PDC Aサイクルにより実効性を確保するとともに、必要に応じて行動計画の見直しを図りながら進めていくこととします。

また、計画期間が40年間と長期にわたることから、計画内容については、今後の人口や世帯数の動向、道路などの社会インフラの整備状況、将来のまちづくりの方向性など、公共施設を取り巻く様々な環境の変化に合わせて、適宜見直しを図っていく必要があります。

このため、この実行計画については、計画期間を4分割して10年間を目途に計画改訂を行うこととし、その中間年度を節目とし計画内容の見直しを行います。

(3) 都市の再構築と活力あるまちづくり

公共施設マネジメントは、市民の財産である公共施設を再編し、将来の財政負担を軽減するとともに、将来のニーズを見据えて、時代に適合したものとするための取組みで

す。また、施設の集約、再配置については、利便性の高い場所を選定するとともに、街なか居住の促進や地域の魅力の維持・向上、都市の再構築といった視点から進め、コンパクトでにぎわいのある「活力あるまちづくり」を目指し、取組みを継続していく必要があります。

(4) 取組み体制

本計画の実行にあたっては、公共施設を取り巻く環境の変化、すなわち、公共施設の利活用状況や人口・世帯数などの動向、財政状況など、多くの情報を的確に把握しつつ、マネジメントの効果を最大限に活かせるように取り組みを進めることが重要です。

したがって、公共施設に関連する全ての部局が相互に連携し、情報を共有しながら全局的に取組みを進めていくための推進組織が必要となります。

また、公共施設マネジメントの取組みについては、外部の有識者で構成する「北九州市行財政改革推進懇話会」での実施状況の検証等によって、着実な推進を図っていくこととします。

付章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

公共施設のマネジメントにおいては、建物の維持管理をいかに行うかが重要です。このため、公共建築物の適正な維持管理の実現に関して以下の方針を定めます。

1. 点検・診断等の実施方針

個々の施設の中長期保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、経年による老朽化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、その評価を行い、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を施す対症療法的な事後保全ではなく、初期段階から計画的にメンテナンスを行う予防保全の取組みを進めます。

これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルでの維持管理費の削減を目指します。

3. 安全確保の実施方針

利用する市民の安全性を最優先し、周辺住民に対し危険を及ぼすことがないよう、建物の点検等の機会を通じ、老朽化の進行状況について把握し、早期発見、早期改修に努めます。

4. 耐震化の実施方針

公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。

このため、本市では、市民の生命の保護並びにこれらの機能の維持を最優先に考え、公共施設の耐震化に取り組みます。

平成28年4月に改訂予定の「北九州市耐震改修促進計画」では、建替・解体等の予定がある施設を除く「特定既存耐震不適格建築物」については耐震化を行い、他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととしています。

5. 長寿命化の実施方針

既存の公共施設全てにおいて長寿命化の促進を図るのではなく、実行計画により、今後も維持していくとされた施設については、建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めます。これにより、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取組みます。

なお、廃止を予定している施設については、計画性を持たない過剰な投資は行わず、利用する市民の安全性に十分配慮した必要最低限の改修工事の実施により、維持保全を

行っています。

6. 管理体制の構築方針

多岐にわたる公共施設マネジメント業務を推進するにあたっては、従来の縦割りの中でそれぞれの管理者が施設毎に管理していくのではなく、常に経営的視点を持ち、全体の最適化を目指す組織における取組みが必要です。

そのため、公共施設のマネジメントを担当する組織が中心となり、施設ごとの管理者に対し、必要な維持管理、修繕などに関する研修を実施するなど、総合的かつ計画的な管理の実現に努めます。

また、施設の老朽化の状況や修繕・更新履歴を整理し、中長期保全計画として取りまとめ、必要となる維持改修工事の計画的かつ効率的な実施に向けて、全ての公共建築物を一元的に管理する組織の設置を検討するなど、着実に取組みを進めていくこととします。



■ホームページのご案内

北九州市では、公共施設マネジメントに関するホームページを開設していますので、是非ご覧ください。また、当ホームページでは、皆さまのご意見も募集しております。

検索サイトをご活用ください。 [都市マネジメント政策室](#)

■お問い合わせ先

北九州市建築都市局都市マネジメント政策室
北九州市小倉北区城内1番1号 **093-582-2076**